

14.5-392



1200600208012

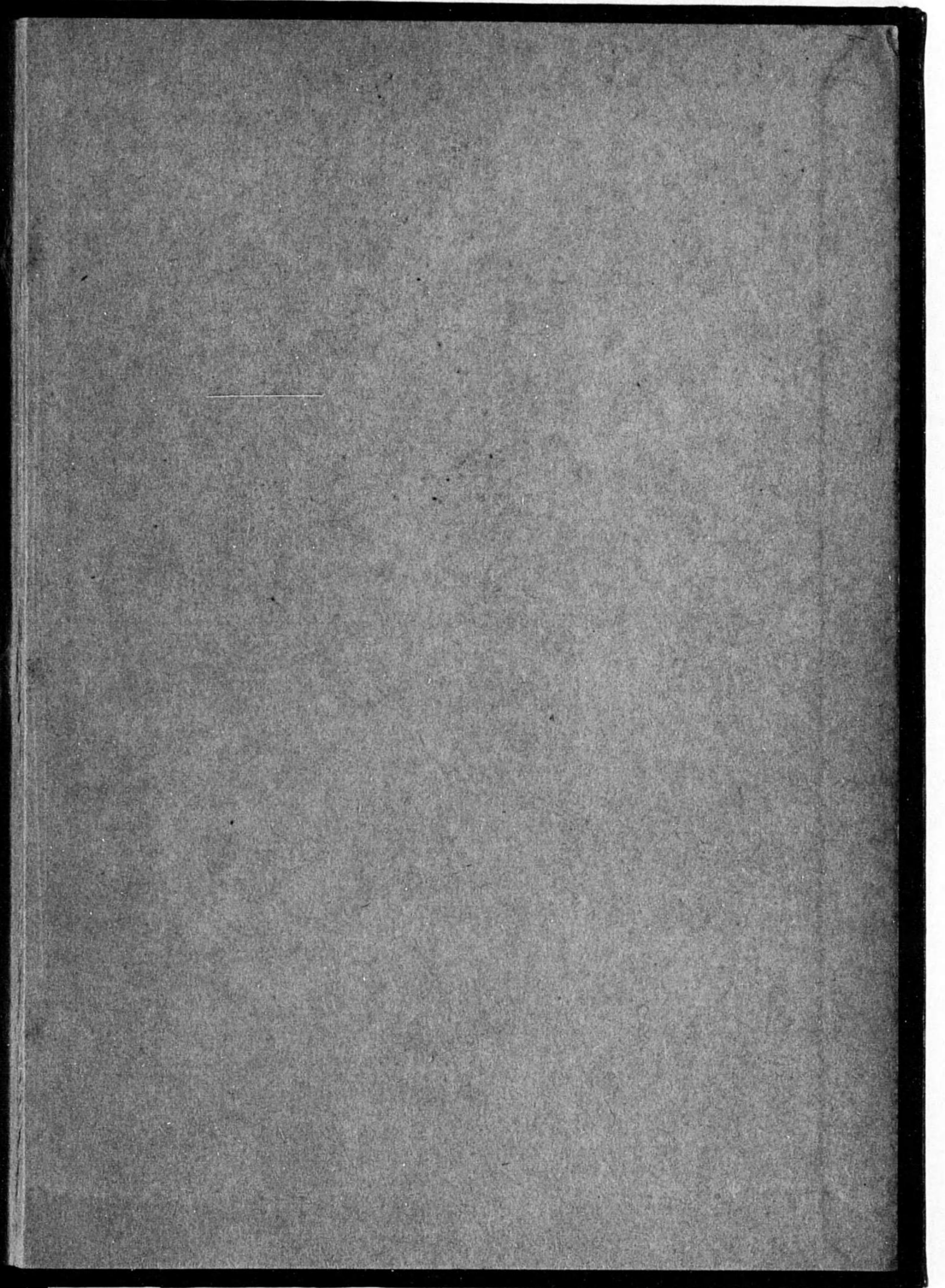
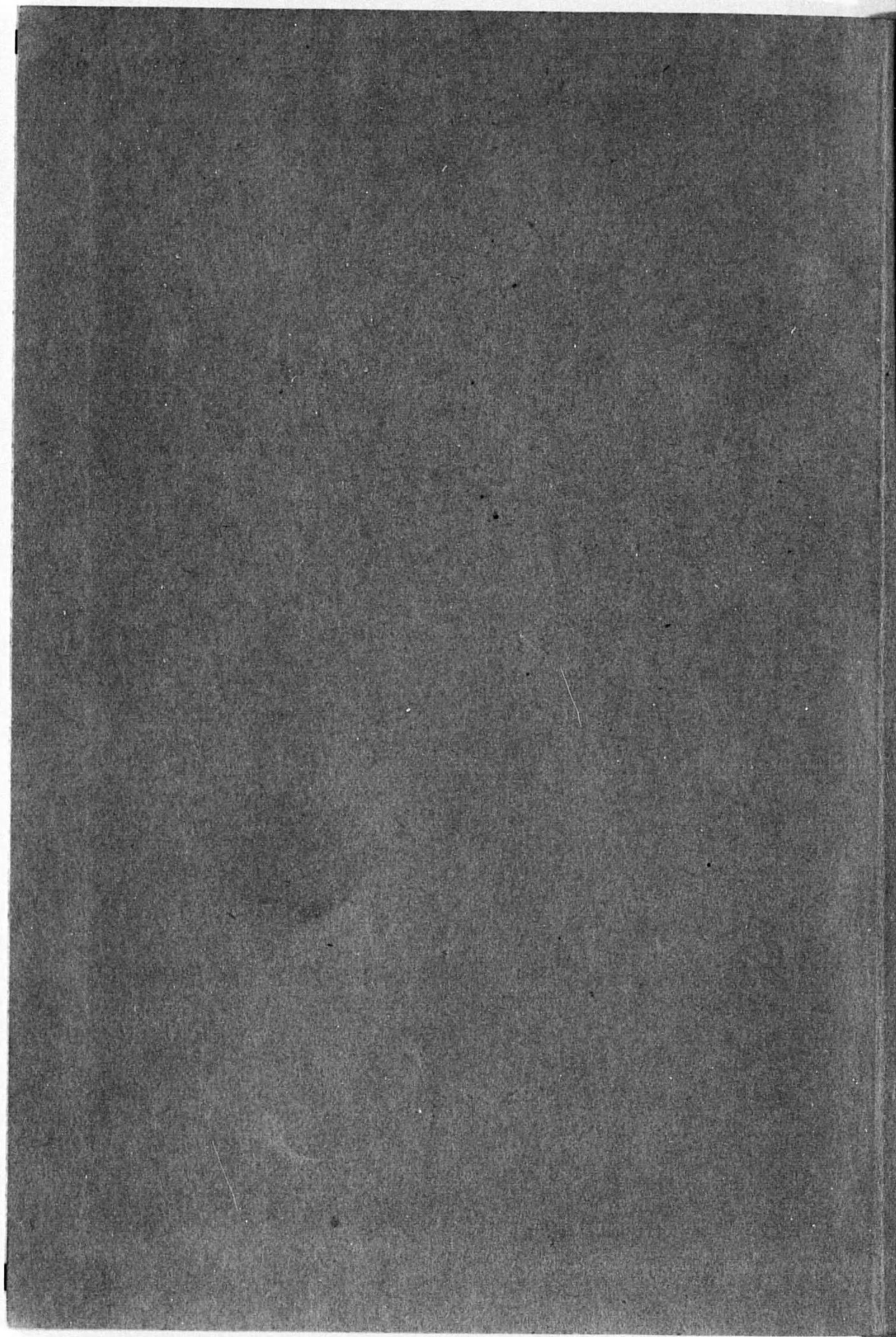
14.5

392



始





48

產業合理化

昭和八年三月

第七輯

發行所寄贈本



日本工商會議所發行

世界大戦後の各國は、産業界の根本建直しの爲め、何れも産業合理化の實行に努めて、多大の効果を擧げつゝある。

我國に於ても、現下の萎靡不振の産業改善策として、産業合理化を急務とすることは、吾人の夙に唱導せる所である。政府當局にありても、亦此の點を深く考慮せられ、曩に臨時産業審議會を設け、更に臨時産業合理局を設置して、産業各般の合理化方策の攻究と施設とに鋭意せられつゝある。が、産業合理化の促進は、嘗に政府の施設のみに依頼すべきものではなくて、商工業者の自覺と官民一致の協力に待たねばならぬことは云ふまでもない。否、更に一步を進めて、國民全般の間に産業合理化に關する精神的運動を起すことが緊要であらう。此の意味に於て、日本商工會議所は曩に臨時總會の決議に依り産業合理化運動の指導に努力すべきことを聲明した。其の實行の一端として茲に商工省の後援の下に、産業合理化に關するパンフレットを發行することとした。

蓋し産業審議會並に産業合理局の設置以來、或は其の根本大綱の確立に、或は其の具體的實行細目の攻究に、其の全機關を擧げて着々努力せられ、其の決定事項及調査資料等は、何れも産業關係者及一般國民に取つて、極めて有益なる参考材料たるものである。之れを一般に周知せしめることは、即ち我國産業合理化の促進を圖る所以であるから、本パンフレットに於ては、是等の材料を中心とし、更に本會議所並に各會議所の調査、事業及民間各方面に於ける合理化の實例等を輯録することとした次第である。

〈日本商工會議所〉

まへがき

- 一、政府に於ては我が國に於ける製鐵事業の確立を圖り斯業合理化の徹底を期する目的を以て、日本製鐵株式會社法案を第六十四議會に提出せられ、目下其の審議中である。
- 二、本輯は、主として右法案並に法案の趣旨、日本製鐵會社設立計畫要綱を始め、製鐵事業に關する各種の資料を蒐集編纂し、一般の參考に供せんとしたものである。
- 三、我が國製鐵事業と其の合理化方策については、曩に本パンフレット第二輯に稍々其の詳細なる資料を掲げたから、併せて参照せられんことを希望する。

昭和八年三月

日本商工會議所

目次
一、内地鉄鐵需要額調
二、製鐵事業に關する参考表
三、本邦製鐵事業確立に關する施設の概要
四、諸調査會に於て審議せられたる製鐵業合同問題
五、日本製鐵株式會社設立計畫要綱
六、製鐵業獎勵法中改正法律案
七、日本製鐵株式會社法案
八、製鐵合同に關する法案に就て
九、時論
十、資料

産業合理化 第七輯 目次

製鐵合同に關する法案に就て	商工大臣 男爵 中島久萬吉	一
時論		八
資料		一六
日本製鐵株式會社法案		一八
製鐵業獎勵法中改正法律案		一五
日本製鐵株式會社設立計畫要綱		一九
諸調査會に於て審議せられたる製鐵業合同問題		三二
本邦製鐵事業確立に關する施設の概要		三八
製鐵事業に關する参考表		五〇
内地鉄鐵需要額調		五〇

2	内地鋼材需要額調	五一
3	内地鉄鐵輸入額調	五二
4	内地鋼材輸入品種別表 其の一、其の二	五三
5	各製鐵所生産額調	五八
6	各製鐵所資本、負債及從業者調	六一
7	民間製鐵會社損益及配當調(現狀一〇—一一)	六二
8	各國鉄鐵國內價格調	六四
9	各國棒鋼國內價格調	六七
10	獨、佛棒鋼輸出及國內價格比較表	七〇
11	各國鋼板國內價格調	七三
12	獨、佛鋼板輸出及國內價格比較表	七六
13	製鐵所創設以來の投資額	七九
14	製鐵所開始以來の作業損益表	八二
	□英國鐵鋼業	八五
	□英國鐵鋼業保護と斯業改造問題	一二八
	□伊國製鋼強制「トラスト」設立に關する件	一三七

|| 目次了 ||

時
論

製鐵合同に關する法案に就て

商工大臣 男爵 中 島 久 萬 吉

(一)

鐵鋼業が一國産業の構成上乃至國防上至大の重要性を有することは、今更贅言を要しないところである。従て世界の主要産業國共斯業の發達を策する爲めには、凡ゆる保護助長の方策を探り來つたのであるが、我國は後進産業國たる關係上、斯業の發達の爲めにも一層の努力を必要としたのであつた。

初めて官營製鐵所が九州八幡の一角に於て作業を開始したのは、明治三十四年の昔に遡る、其の後需要の増加と共に製鐵所は、逐次其の規模を擴張して來たのであるが、一方民間に於ても日露戰爭後一般工業の發達と共に、漸次製鐵事業が計畫せられて來た、歐洲大戰は他の工業と同様、我國製鐵事

業に對しても異常なる刺戟を與へ、政府の獎勵方策と相俟つて、製鐵工場の新設擴張せらるゝもの簇出し、生産額に於て戰前に倍加するに至つた。

然るに大戰の終了、世界的不況の襲來は鐵價の暴落となり、低廉なる外國品の輸入となり、斯業は茲に絶大の打撃を受くるに至つた、歐洲大戰中に經驗した鐵鋼材供給難に鑑み、本邦製鐵事業の確立が痛感せられ來つた矢先、戰後に於ける斯業の不振は歴代政府をして種々之が振興策を講せしむるに至つたのである、即ち製鐵業獎勵法の制定又は改正に依り、獎勵金の交付、所得税、營業收益税の免除、設備用品の輸入税の免除等の方法に依り、極力斯業の經營を助長すると共に、一面鐵鋼關稅を數度に亘り改正して、外國製品の競争に對し、本邦斯業を保護し來つたのである。

(二)

右の如く、我國に於ける製鐵事業は、歐洲大戰を一轉機として、政府の保護助長政策と當業者の苦心經營と相俟つて、相當急速な發展を遂げ、漸次自給自足の域に近づき來つたのであるが、其の基礎未だ固まらざるに戰後の不況に遭遇し、而も其の間常に低廉なる外國品の輸入に壓迫せられ、採算困難の境涯に喘ぎつゝ、辛うじて今日に及べる實狀である。即ち鉄鐵に在つては、昭和七年上半年迄は印度銑のダムピング的輸入、一般事業界の不況に因る需要減、鋼材市況の惡化等に累せられて、其の

市價は一噸二十五、六圓と云ふが如き採算を度外視せる安値を現出するに至つた。又鋼材に在つても一般經濟界の不況と大陸鋼材の輸入價格下落との影響を受けて、各種鋼材共相當の生産制限を爲せるに拘らず、市價は漸落の一步を辿つたのである、只昭和七年下半年以來鐵鋼關稅の改正、爲替相場の低落、時局匡救事業の實施、市價先高見越に基く需要擡頭等の事情の爲め銑鐵、鋼材共に其の市價は漸次騰貴の傾向を示し來つたのではあるが、製品の市價の騰貴と共に將來は原料、材料等の昂騰に基き、生産原價の騰貴を見るに至るは必定であり、殊に内外經濟界の轉變眞に端倪すべからざるものある今日、斯業の基礎を確立し其の健全なる發達を圖る爲めには、現在の一時的好況に眩惑せらるゝことなく、斯業百年の大計を樹立することが、何よりも急務であらねばならない。

(三)

惟ふに我國製鐵事業が其の基礎未だ鞏固ならざる所以は蓋し、一言にして之を蔽へば斯業の統制、合理化の徹底せざることに歸しなければなるまい。即ち我民間製鐵事業の多くは前述の如く、歐洲大戰當時の新設又は擴張に係り、其の設備の改善、資本の整理等が十分ならず、而も其の後打續く不況に累せられて、自力を以て事業の合理化を圖るの餘裕が無かつたのである、又八幡製鐵所も官營なるが爲めに、其の經營に種々の拘束を受け、事業の思ひ切つた發展を策することが出來ないと云ふ憾み

もあり、之が爲本邦製鐵事業全體としての統一的發展を期することが出来なかつたのである、斯くて資本の二重投下、設備の過不足等の不利を來したと共に、小企業分立に依る生産費割高の爲め、常に外國品の壓迫を受け來つた事情である、従つて斯業の根本的確立を圖るの實質的對策としては、官民の製鐵事業を打つて一丸とし、其の完全なる統制力と堅實なる資力とに依り、斯業の徹底的合理化を圖るの外に策無しと信ずるものである。

(四)

從來斯業の確立振興の爲めの根本的對策として、唱へらるゝもの一二に止まらぬ、併しながら大規模、且つ系統的の作業を特に有利とする製鐵事業本來の性質に鑑みるときは、官民製鐵事業を打つて一丸とする合同案は其の最も徹底せる最後の良策なりと謂はねばならない、從來政府に於て設置せる委員會、調査會の一致せる意見も亦畢竟、右の方策に歸するが如くである、即ち大正十年臨時財政經濟調査會は「製鐵事業は之を合同經營するを必要と認む」と議決し、大正十四年製鐵鋼調査會は「本邦製鐵鋼業は八幡製鐵所を中心とせる、半官半民の合同經營に據るを可なりと認む」と答申し、昭和四年商工審議會に於ては一般に企業經濟を合理化し、投下資本の能率を増進せしむる爲めには、官營事業の民營的經營及び其の整理を必要とすべく、又企業間の合同を促進するの要ある旨を答申して居る、

最後に昭和五年臨時産業審議會に於ては、製鐵業統制に關する方策に對する答申として「我國製鐵事業の實狀より考ふるに、其の事業を振興して外品の輸入を防遏し、尙進みて輸出方面に進展するが爲めには八幡製鐵所及び民間製鐵所を打つて一丸とせる、大合同會社を設立し、其の完全なる統制の下に徹底的合理化を圖り、單種多産に依る原價の低下と品質の向上とに努むると共に、設備の改良擴張を行ふの外、適當なる方策あるを見ず」と爲して居る、當時此の産業審議會の決議の要綱に基き、製鐵合同方案が議會に提案せられたのであつたが、種々なる事情の爲め進捗を見るに至らなかつた爲め、遂に提案の運びに至らなかつた。

然るに昭和七年六月第六十二議會に於ける、鐵鋼關稅改正案の審議に當つて、貴族院に於ては「現在製鐵業の資本を整理し、及び事業の合理化を圖り以て生産費の低減を期すべし」との希望決議を附し、又衆議院に於ては政府は本改正案に付て「現在製鐵業の徹底的整理及び合理化を圖り、之を合同に導き以て生産費の低減を期する」旨の聲明を爲した等の経緯もあり、一方斯業内外の情勢は斯業の徹底的統制合理化を圖るの愈々急務なるものあるを思はしめたので、爾來鋭意調査審議を進めた結果、茲に成案を得て今第六十四議會に對し、日本製鐵株式會社法案を提出するに至つたのである。

(五)

日本製鐵株式會社法案に依れば、本會社は官營八幡製鐵所の外、銑鐵又は普通鋼材の製造を主たる目的とする製鐵事業者の参加に依り成立するものであつて、参加者は原則として其の設備等の財産を現物出資として提供するのである、従つて出資財産の評價の如何は本案の實行上、最も重要な問題であつて、之が爲めには特に設けらるゝ機關に依り、嚴正公平なる評價が期待せらるべきである、會社に對しては合同成立及合同後の事業遂行を容易ならしむる爲め諸種の保護の規定が設けられて居ると同時に、本會社設立の趣旨竝に製鐵業の産業上及國防上の重要性に鑑み政府は、會社に對して一般的且つ廣汎なる監督權を有するものとせられて居る。

(六)

鐵鋼業が其の事業の本質上大規模の設備に依る集中的經營を有利とすることは各國に於ける幾多の實例が既に實證するところであらう、米國に於けるユ一、エス、スチール會社、獨逸に於ける合同製鋼會社の成立の由來並に其の事業經營の實績は其の最も顯著なる先蹤とすべく、從來米、獨に比して集中的傾向の遅れて居た英國鐵鋼界に在つても、鐵鋼業會社の合同の歩調は最近數年に於て著しく急調を示して居る有様であり、伊太利に於ても製鋼業に付て強制的にトラストを成立せしめた事實が報

せられて居る。世界主要鐵鋼國の大勢既に然り、我國の斯業のみ獨り舊來の分立、競争、不統一、不合理的經營を繼續することは到底許されぬところと謂はねばならない、幸にして本法案の通過に依り日本製鐵株式會社が成立し、官民製鐵事業を其の命下に集むるに至つたならば、事業經營の統制合理化に依り原價の低下と品質の向上とが齎らされ、延いては外國品に對する競争力も強め得られて、本邦鐵鋼業の基礎は著しく安固を加へ、國民經濟の發展に資する所も尠からぬこと、期待せられるのである。

日本製鐵株式會社法案

- 第一條 日本製鐵株式會社ハ本邦ニ於ケル製鐵事業ノ確立ヲ圖ル爲政府其ノ他ノ製鐵事業者ノ製鐵事業ヲ基礎トシテ之ヲ設立スルモノトス
- 第二條 日本製鐵株式會社ハ鐵鋼ノ製造及販賣ニ關スル事業ヲ營ムコトヲ目的トスル株式會社トス
- 日本製鐵株式會社ハ主務大臣ノ認可ヲ受ケ前項ノ事業ニ附帶スル業務ヲ營ムコトヲ得
- 第三條 日本製鐵株式會社ノ株式ハ記名式トシ政府、公共團體、帝國臣民又ハ帝國法令ニ依リテ設立シタル法人ニシテ其ノ議決權ノ過半數ガ外國人若ハ外國法人ニ屬セザルモノニ限り之ヲ所有スルコトヲ得
- 第四條 政府ハ製鐵所特別會計ニ屬スル固定財産其ノ他ノ財産ヲ以テ出資ノ目的ト爲スコトヲ得

第五條 政府ハ日本製鐵株式會社ノ株式總數ノ二分ノ一ヲ超ユル數ノ株式ヲ所有スルコトヲ要ス

第六條 政府ハ日本製鐵株式會社ノ業務ヲ監督ス

第七條 政府ハ日本製鐵株式會社監理官ヲ置キ日本製鐵株式會社ノ業務ヲ監視セシム

日本製鐵株式會社監理官ハ何時ニテモ日本製鐵株式會社ノ金庫、帳簿及諸般ノ文書物件ヲ検査スルコトヲ得

日本製鐵株式會社監理官ハ必要ト認ムルトキハ何時ニテモ日本製鐵株式會社ニ命ジテ營業上諸般ノ計算及狀況ヲ報告セシムルコトヲ得

日本製鐵株式會社監理官ハ日本製鐵株式會社ノ株主總會其ノ他諸般ノ會議ニ出席シテ意見ヲ陳述スルコトヲ得

第八條 主務大臣ハ日本製鐵株式會社ノ業務ニ關シ監督上必要ナル命令ヲ爲スコトヲ得

第九條 主務大臣ハ日本製鐵株式會社ノ業務ニ關シ軍事上其ノ他公益上必要ナル命令ヲ爲スコトヲ得

第十條 取締役及監査役ノ選任及解任、定款ノ變更、利益金ノ處分、社債ノ募集、合併並ニ解散ノ決議ハ主務大臣ノ認可ヲ受クルニ非ザレバ其ノ效力ヲ生ゼズ商法第二百十二條ノ二ノ決議ニ付亦同シ

第十一條 日本製鐵株式會社ハ主務大臣ノ認可ヲ受クルニ非ザレバ製鐵事業ヲ讓受クルコトヲ得ズ

前項ノ製鐵事業ノ範圍ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第十二條 主務大臣商法第二百十二條ノ二ノ決議ノ認可ヲ爲サントスルトキハ出資ノ目的タル金錢以外ノ財産ノ價格及之ニ對シテ與フル株式ノ數ニ付製鐵事業評價審査委員會ノ議ヲ經ルコトヲ要ス合併ノ決議又ハ製鐵事業ノ讓受ノ認可ヲ爲サントスル場合ニ於ケル合併比率又ハ讓受價格ニ付亦同ジ

第十三條 製鐵事業評價審査委員會ノ組織及權限ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第十四條 日本製鐵株式會社ハ主務大臣ノ認可ヲ受クルニ非ザレバ其ノ所有スル重要財産ヲ讓渡シ又ハ擔保ニ供スルコトヲ得ズ

前項ノ重要財産ノ範圍ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第十五條 日本製鐵株式會社ハ命令ノ定ムル所ニ依リ主務大臣ノ認可ヲ受クルニ非ザレバ其ノ事業ノ全部又ハ一部ヲ廢止又ハ休止スルコトヲ得ズ

第十六條 政府ガ第四條ノ規定ニ依リ出資ヲ爲ス場合ニ於テハ主務大臣ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ日本製鐵株式會社ニ對シ政府ノ製鐵事業ニ從事スル者ノ引繼ニ關シ其ノ者ノ解職ノ場合ニ於ケル手當其ノ他ニ付必要ナル事項ヲ命ジ又ハ昭和四年法律第二十八號及昭和五年法律第三號ニ依ル政府ノ債務ノ辦濟ニ要スル經費ノ支辨ニ關シ必要ナル負擔ヲ命ズルコトヲ得

第十七條 日本製鐵株式會社ハ第九條ノ規定ニ依リ主務大臣ノ爲シタル命令又ハ前條ノ規定ニ依リ解職ノ場合ニ於ケル手當ニ付主務大臣ノ爲シタル命令ニ因リ生ジタル損失ニシテ勅令ニ定ムルモノニ相當スル金額ヲ命令ノ定ムル所ニ依リ政府ノ所有スル株式ニ對スル配當ニ充ツベキ利益金ヨリ控除スルコトヲ得前條ノ規定ニ依リ同條ノ規定スル政府ノ債務ノ辦濟ニ要スル經費ノ支辨ニ關シ必要ナル負擔ヲ命ゼラレタル場合ニ於ケル其ノ負擔額ニ相當スル金額ニ付亦同ジ

第十八條 日本製鐵株式會社其ノ設立ノ日ヨリ五年以内ニ左ノ事項ニ付登記ヲ受クル場合ニ於テハ其ノ登録稅ノ額ハ左ノ額トス但シ登録稅法ノ規定ニ依リ算出シタル登録稅ノ額ガ左ノ額ヨリ少キトキ其ノ額ニ依ル

一 設立、資本ノ増加、合併又ハ第二回以後ノ株金拂込

拂込金額、増資拂込株金額又ハ毎回拂込株金額ノ千分ノ一

二 設立、資本ノ増加又ハ製鐵事業ノ讓受ノ場合ニ於ケル不動産又ハ船舶ニ關スル權利ノ取得
不動産又ハ船舶ノ價格ノ千分ノ三

北海道府縣及市町村其ノ他之ニ準ズベキモノハ日本製鐵株式會社ニ對シ前項ニ規定スル不動産又ハ船舶ニ關スル權利ノ取得ニ關シ地方稅ヲ課スルコトヲ得ズ

第十九條 本法ニ依リ主務大臣ノ認可ヲ受ケタル事項ヲ變更セントスルトキハ主務大臣ノ認可ヲ受クベシ

第二十條 主務大臣ハ日本製鐵株式會社ノ決議法令若ハ定款ニ違反シ又ハ公益ヲ害スト認メタルトキハ其ノ決議ヲ取消スコトヲ得

主務大臣ハ日本製鐵株式會社ノ取締役又ハ監査役ノ行爲法令若ハ定款ニ違反シ又ハ公益ヲ害スト認メタルトキハ之ヲ解任スルコトヲ得取締役又ハ監査役主務大臣ノ爲シタル命令ニ違反シタルトキ亦同ジ

第二十一條 日本製鐵株式會社ニ非ザルモノハ日本製鐵株式會社又ハ之ニ類似ノ名稱ヲ以テ其ノ商號ト爲スコトヲ得ズ

第二十二條 左ノ場合ニ於テハ日本製鐵株式會社ノ取締役又ハ其ノ職務ヲ行フ監査役ヲ百圓以上千圓以下ノ過料ニ處ス

一 第八條、第九條又ハ第十六條ノ規定ニ依リテ主務大臣ノ爲シタル命令ニ違反シタルトキ
二 本法ニ依リ認可ヲ受クベキ場合ニ於テ其ノ認可ヲ受ケザルトキ

第二十三條 第二十一條ノ規定ニ違反シタル者ハ十圓以上百圓以下ノ過料ニ處ス

第二十四條 非訟事件手續法第二百六條乃至第二百八條ノ規定ハ前二條ノ過料ニ之ヲ準用ス

附 則

第二十五條 本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第二十六條 政府ハ設立委員ヲ命ジ日本製鐵株式會社ノ設立ニ關スル一切ノ事務ヲ處理セシム

第二十七條 設立委員ハ定款ヲ作成シ主務大臣ノ認可ヲ受クベシ

主務大臣前項ノ認可ヲ爲サントスルトキハ政府其ノ他ノ製鐵事業者ノ出資ノ目的タル金錢以外ノ財産ノ價格及之ニ對シテ與フル株式ノ數ニ付製鐵事業評價審査委員會ノ議ヲ經ルコトヲ要ス

第二十八條 前條ノ認可アリタルトキハ設立委員ハ株式總數ヨリ金錢以外ノ財産ヲ目的トスル出資ニ對シテ割當ツベキ株式ヲ控除シタル殘餘ノ株式ニ付株主ヲ募集スベシ

第二十九條 株式申込證ニハ定款認可ノ年月日竝ニ商法第二百二十六條第二項第二號、第四號及第五號ニ規定スル事項ヲ記載スベシ

第三十條 設立委員ハ株主ノ募集ヲ終リタルトキハ株式申込證ヲ主務大臣ニ提出シ其ノ検査ヲ受クベシ

第三十一條 設立委員ハ前條ノ検査ヲ受ケタル後遲滯ナク各株式ニ付第一回ノ拂込ヲ爲サシムベシ

前項ノ拂込アリタルトキハ設立委員ハ遲滞ナク創立總會ヲ招集スベシ

第三十二條 創立總會終結シタルトキハ設立委員ハ其ノ事務ヲ日本製鐵株式會社ノ取締役ニ引渡スベシ

製鐵業獎勵法中改正法律案

製鐵業獎勵法中左の通り改正す。

第六條ニ左ノ一項ヲ加フ

國ガ前項ノ前事業者ナル場合ニ於テ其ノ事業ガ第二條乃至第四條ノ製鐵事業ニ相當スルモノナルトキハ之ヲ本法ニ依リ營業稅、營業收益稅及所得稅ノ免除ヲ受クル製鐵事業ト看做ス

第八條 削 除

第十條第一項中「前二條」ヲ「前條」ニ、同條第三項中「前二項」ヲ「前項」ニ改メ同條第二項ヲ削ル

附則第三項ノ次ニ左ノ一項ヲ加フ

第六條第二項ノ規定ハ國ノ製鐵事業ガ前項ノ製鐵事業ニ相當スルモノナル場合ニ之ヲ準用ス

附 則

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

本法施行ノ際現ニ第八條ノ規定ニ依リ獎勵金ノ交付ヲ受クルコトヲ得ベキ製鐵事業者ガ本法施行前ニ

製造シタル銑鐵ノ獎勵金ニ付テハ仍從前ノ例ニ依ル

本法施行前第八條ノ規定ニ依リ獎勵金ノ交付ヲ受ケタル者ニ付テハ仍從前ノ第十條ノ規定ヲ適用ス

(參 照)

製鐵業獎勵法拔萃

第一條 一ノ場所ニ於テ一年三萬五千瓩以上ノ製銑能力及一年三萬五千瓩以上ノ製鋼能力ヲ有スル設備ヲ以テ營ム製鐵事業ハ土地收用法第二條ノ土地ヲ收用又ハ使用スルコトヲ得ル事業トシ同法ヲ適用ス

第二條 主務官廳ノ認可ヲ受ケ一定ノ期間内ニ前條ニ規定スル設備ヲ新設シタル製鐵事業者ニハ設備完成ノ年及其ノ翌年ヨリ十五年間其ノ設備ヲ以テ營ム製鐵事業ニ付營業稅、營業收益稅及所得稅ヲ免除ス

前項ノ製鐵事業者其ノ設備完成前其ノ設備ノ一部ヲ以テ製鐵事業ヲ營ム場合ニ於テモ其ノ事業ニ付營業稅、營業收益稅及所得稅ヲ免除ス但シ前項ノ規定ニ依ル期間内ニ設備ヲ完成セザルトキハ此ノ限ニ在ラズ

第三條 第一條ノ規定ニ該當セザル設備ヲ以テ製鐵事業ヲ營ム者主務官廳ノ認可ヲ受ケ一定ノ期間内

ニ第一條ノ規定ニ該當スルニ至ルベキ設備ヲ増設シタトキハ其ノ増設シタル設備ヲ以テ營ム製鐵事業ニ付キ前條ノ規定ヲ準用ス

第一條ニ規定スル設備ヲ以テ製鐵事業ヲ營ム者作業上必要ナル場合ニ於テ主務官廳ノ認可ヲ受ケ一定ノ期間内ニ其ノ場所ニ於テ銑鐵又ハ製鋼ノ設備ヲ増設シタルトキ亦前項ニ同ジ

第四條 主務官廳ノ認可ヲ受ケ一定ノ期間内ニ一ノ場所ニ於テ一年五千二百五十瓩以上ノ製鋼能力ヲ有スル設備ヲ新設シタル鍛鋼品又ハ鑄鋼品製造事業者ニ付テハ第二條ノ規定ヲ準用ス

主務官廳ノ認可ヲ受ケ一定ノ期間内ニ一ノ場所ニ於テ一年二千五百瓩以上ノ製銑能力及ハ製鋼能力ヲ有スル設備ヲ新設シタル低燐銑鐵製造事業者、坩堝製鋼事業者及電氣製鐵事業者ニ付亦前項ニ同ジ

第六條 製鐵ノ事業ヲ繼續スル者又ハ其ノ事業ヲ繼續スルモノト認ムベキ事實アル者ハ前事業者ガ本法ニ依ル營業稅、營業收益稅及所得稅免除期間内ニ在ルトキハ其ノ期間ヲ繼承ス

第八條 製鐵事業者左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ニ於テハ政府ハ命令ノ定ムル所ニ依リ其ノ製鐵事業者ニ對シ獎勵金ヲ交付スルコトヲ得

一 第一條ニ規定スル設備ヲ以テ製鐵事業ヲ營ムトキ

二 主務官廳ノ認可ヲ受ケ一定ノ期間内ニ第一條ニ規定スル設備ヲ完成スルニ至ルベキトキ
 三 二以上ノ製鐵事業者ノ事業ニシテ主務官廳ニ於テ其ノ作業ノ狀況ニ依リ第一條ニ規定スル製鐵
 事業ニ準スベキモノト認メタルトキ

第十條 詐欺ノ行爲ヲ以テ前二條ノ獎勵金ノ交付ヲ受ケタル者ニ對シテハ其ノ金額ヲ償還セシム
 第八條ノ獎勵金ノ交付ヲ受ケタル者本法、本法ニ基キテ發スル命令又ハ交付ノ條件ニ違反シタルト
 キハ其ノ金額ヲ償還セシムルコトヲ得
 前二項ノ規定ニ依ル償還金ハ國稅滯納處分ノ例ニ依リ之ヲ徵收スルコトヲ得但シ先取特權ノ順位ハ
 國稅ニ次グモノトス

附則第三項 本法施行ノ際現ニ營業稅及所得稅ノ免除ヲ受クルコトヲ得ベキ製鐵事業ニ付テハ仍從前
 ノ例ニ依ル但シ從前ノ規定ニ於テ開業ノ年又ハ能力増加ノ年及其ノ翌年ヨリ十年間トアルハ之ヲ開
 業ノ年又ハ能力増加ノ年及其ノ翌年ヨリ十五年間(其ノ十五年ノ期間ガ昭和十年迄ニ滿了スルモノ
 ニ在リテハ昭和十一年迄)トシ營業稅及營業收益稅トス(昭和六年法律第三號ニテ改正)

日本製鐵株式會社設立計畫要綱

目次

- 第一 日本製鐵株式會社設立の趣旨
- 第二 日本製鐵株式會社要綱
 - (一) 會社の目的及構成
 - (二) 出資の方法及範圍
 - (三) 出資財産の評価方法
 - (四) 會社に對する監督及保護
 - (五) 利益の配當方法
- 第三 日本製鐵株式會社設立の順序
- 第四 製鐵所の事業引繼に關する主要なる事項
 - (一) 製鐵所より引繼ぐ従業員に對する方針
 - (二) 預金部借入金の處置
 - (三) 製鐵原料關係借款の處置

(參考表)

日本製鐵株式會社資本金

第一 日本製鐵株式會社設立の趣旨

本邦に於ける製鐵事業は歐洲大戰を一轉機とし、政府の保護助長政策と當業者の苦心經營と相俟ちて急速なる發展を遂げ、漸次自給自足の域に近づきたるが、斯業經營の内容に付て之を觀るに、其の基礎未だ鞏固なりと謂ふことを得ず、歐洲大戰中の好況時代を除き、大體に於て不況に次ぐ不況に終始し、唯最近爲替相場の關係、鐵鋼需要の増進等に因り、稍々好調を呈し居れりと雖も、斯業の將來は必しも樂觀を許さざるものあり、今後諸物價の昂騰に伴ひ生産費の騰貴したる場合は、再び外國品の壓迫を受くる虞れあるのみならず、現状の儘に推移すれば將來益々増加する需要に對し、低廉且つ豊富なる鐵鋼の供給を爲すことは極めて困難となるべし。

我國の製鐵事業が斯くの如く其の基礎未だ鞏固ならざる所以は蓋し我民間製鐵事業の多くが、歐洲大戰當時の新設又は擴張に係り、其の設備の改善、資本の整理、概ね充分ならず、而も其の後引續く不況に累せられ、其の自力を以て事業の合理化を圖るの餘裕なく、又製鐵所も官營なるが爲め、其の經營に付き種々の拘束を受く、事業進展上遺憾の點なしとせず、之が爲め本邦製鐵事業全體としての統一的發展を期すること極めて困難なりしを以て、一方に於いては資本の二重投下、設備の過不足等の不利を來したると共に、他方小企業分立に依る生産費割高等の爲め、常に外國品の壓迫を受けたる等の事情に基因するものとす。

斯くの如き我國製鐵事業の現状に鑑み、從來各種の振興方策の唱へらるゝものありと雖も、斯業の根本的確立を圖るべき實質的對案としては、大規模且つ系統的の作業を特に有利とする製鐵事業本來の性質に鑑み、官營製鐵事業及び民間主要製鐵事業を基礎とせる、合同會社の實現を策し、其の完全なる統制力と堅實なる資力とに依り、斯業の徹底的合理化を圖り、我國製鐵事業の基礎を鞏固ならしむるを以て、最も適當なる方策なりと思料す、殊に鐵鋼は各種重要産業の基礎的材料たる關係上、之が低廉、且つ豊富なる供給を確保するは、國家産業經濟の發展を期する爲め、極めて重要なる事項にして、昭和七年六月第六十二議會に於て貴衆兩院共製鐵事業の徹底的整理及び合理化を圖り以て、生産費の低減を期すべき旨の決議を爲したる、亦右の趣旨に依るものと謂ふべく、而して此の目的を到達すべき根本的對策としては、合同會社設立の外、他に適當なる方策を求むること能はざるべし

即ち本會社成立後に於ては、政府の特別なる監督の下に事業の管理經營に徹底的統制を加へ、生産

費の低減を實現せしむることを得べく、一面市場價格は合理化されたる生産費を標準として、穩當なる地位に安定することを得ると共に、合同の際に於ける資本の整理に依り、本會社の資力は大に堅實となり、設備の改良擴張を促進し得べきを以て、其の結果鐵鋼の價格は低下し、其の供給も確保せらるべく之に依り消費者の受くる利益の多大なるべきは勿論、國民經濟の發展に資する所亦尠からざるべし。

第二 日本製鐵株式會社要綱

(一) 會社の目的及び構成

本會社は日本製鐵株式會社法に基き、政府及び民間製鐵事業者の製鐵事業を基礎として設立せらるるものにして、鐵鋼の製造及び販賣並に之に附帶する事業を營むことを目的とす。其の株式は記名式とし、政府、公共團體、帝國臣民又は帝國法令に依りて設立したる法人にして、其の議決權の過半數が外國人若くは外國法人に屬せざるものに限り、之を所有し得るものとす。

政府は本會社に對し、製鐵所特別會計に屬する固定財産、其の他の財産を出資し、且つ政府は常に本會社の株式總數の二分の一を超ゆる株式を所有することを必要條件と爲せり。

本會社に合同せんとする製鐵事業は原則として、銑鐵又は普通鋼材の製造を主たる目的とするものにして、大體に於て年産能力三萬五千噸以上の製造設備を有するものを目標とし、且つ其の他の製鐵事業に關しても、特に参加を希望する者に付ては適當考慮の餘地を存することとす。

滿洲所在の邦人經營に係る鞍山及び本溪湖の製鐵事業は、領土外に在るのみならず、日滿兩製鐵事業の統制問題等との關係あるを以て、差當り本計畫より之を除外し置きたるも、今後諸般の情況を慎重考究したる上適當なる方途を講ずる豫定なり。

(二) 出資の方法及び範圍

本會社は原則として、合同に参加する者の現物出資に依ることとし、其の出資財産を一定の標準に基き、嚴正公平に評價したる上、出資者に對し夫々之に該當する本會社の株式を交付するものとす。而して會社成立後に於ては、増資の場合に於ける現物出資の外時宜に應じ、製鐵會社の合併又は製鐵事業の讓受の形式に依りても、事業の合同を爲し得るものとす。

而して政府は前記の如く、會社設立の際製鐵所特別會計に屬する固定財産、其の他の財産を以て出資の目的と爲すものなるが、其の主要なるものを擧ぐれば左の如し。

(一) 土地

- (二) 建物
- (三) 工作物
- (四) 船舶
- (五) 機械
- (六) 重要な器具備品
- (七) 鑛業權
- (八) 工業所有權
- (九) 未成工事

尙政府は現在製鐵所特別會計に屬する炭山、鐵山等の財産をも出資する豫定なり。

民間製鐵事業者の出資し得る物件の種類及び範圍も、大體前記製鐵所の出資物件と同様なるも、唯鑛山、鐵道等は一應出資の範圍外と爲す豫定なり。

(三) 出資財産の評価方法

合同に参加すべき各製鐵事業者の出資財産は、日本製鐵株式會社設立の際は設立委員に於て、會社設立後は、日本製鐵株式會社に於て評價したるものに對し、主務大臣は製鐵事業評價審査委員會の議

を経て之を認可すべきや否やを決するものにして、其の評価標準は左記二方法を適當に併用するを妥當と認む

(1) 複成式評價法

各事業設備を出資の際に於て其の儘複成するものとして、幾何を要するやを計算したる上、創設後の經過年數及び設備の種類に應じ適當に遞減する方法

(2) 稼高式評價法

合同すべき各製鐵事業者が、合同成立後一統制の下に活躍して一定の利益を擧ぐるに對し、夫等各製鐵事業の現在設備を以て、其の總利益の幾何づつを稼ぐかを豫想算出し、其の稼高を基本として其の資本を還元算定する方法

本計算に於ては各製鐵事業の地理的條件(例へば鐵鑛、石炭等の原料費、勞銀、市場迄の運賃等)並に設備の良否又は其の需要に對する適否等が、其の結果に表はさるゝものとす

右二方法に依り算出せる評價は必ずしも一致せず、或社に在りては前者は後者よりも多額を示し、或社に在りては之と反對なるものあり、且つ複成式評價法は當該設備の現在に於ける再製作價值を公正に示す特長を有するも、他面當該設備の企業としての収益價值より離るゝ嫌あり、反之稼高式評價

法は企業の収益價値を示す特長を有するも、他面現實の特殊事情に捉はるる嫌なしとせず、即ち二方法は何れも一長一短ありて、其の何れか一方に依據することを得ざるを以て、參加各社の利害を調和し、兩評價法の長短相補ふの趣旨に基き、兩者を適當に按配査定するを妥當と認む。

(四) 會社に對する監督及保護

一、會社に對する監督

本會社の事業に對しては、本會社が事業の徹的統制及び合理化を行ひ以て、本邦製鐵事業を確立せんが爲め設立せられたる趣旨、竝に製鐵事業の産業上及び國防上の重要性に鑑み、相當監督を行ふの必要あること明かなり、依つて政府は會社監理官を設けて、會社の業務を監視せしめ、主務大臣は業務監督上必要な命令を爲し得るのみならず、其の業務に關し軍事上、その他公益上必要な命令をも爲し得ることとし、又會社の重要な決議（即ち重役の選任解任、定款の變更利益金の處分、社債の募集、合併及び解散の決議並に増資の場合に於ける、現物出資に關する決議）又は製鐵事業の讓受等に付ては總て、主務大臣の認可を受けしむることとせり。

尙合同の際に於ける現物出資の評價は合同の成否の別るゝ所なると共に、本會社將來の事業遂行に重大なる關係あるを以て、最嚴正公平に之を行ふの要あり、依つて會社設立の際の現物出資及

會社成立後、増資の場合に於ける現物出資の評價並に之に準すべきもの、即ち製鐵事業讓受の場合に於ける讓受價格の評價及び製鐵會社合併の場合に於ける、合併比率の査定に關しては、製鐵事業評價審査委員會をして之を審査せしむることとせり。

二、會社に對する保護

本會社設立の趣旨に鑑み、合同の完成及び本會社の事業遂行を容易ならしむる爲め、相當保護助成の方策を行ふの必要あり、依つて現行製鐵業獎勵法に基き、製鐵事業の受くる諸種の保護は、本會社の事業に付ても大體同様に之を受けしめ得ることとするのみならず、本會社の製鐵事業合同を促進する爲め、合同の際納付すべき登録税及び不動産取得税は會社設立後、五年間を限り合併の場合に準じ之を減免することとせり。

(五) 利益の配當方法

本會社の利益配當は之を均一とし、政府持株と民間持株との間に差等を設けず、又別に本會社に對し、配當の保證等を行はざるものとす。而して本會社の利益金處分に付ては過當なる株主配當を抑制して、會社の設備改良擴張の資金に充てしむと共に、配當率の平準を圖り以て、會社事業の基礎を安固ならしめんとす。

尙政府が本會社に對し、軍事上其他公益上の必要に基き、業務上必要なる數量以上の鐵鑛の保持又は特殊の研究を命じたる場合及び製鐵所より引繼ぎたる從業者の解職手當の支給に付き、特に命令を爲したる場合、並に製鐵原料關係借款に關する債務辨濟の爲め、政府の要する經費の負擔を命じたる場合に於ては之が爲め、本會社の特に負擔する金額にして法令の定むるものに限り、政府持株に對する配當金より之を控除し得るものとす。

第三 日本製鐵株式會社設立の順序

一、設立委員の任命

政府は日本製鐵株式會社法の實施を俟つて設立委員を命じ、設立に關する一切の事務を處理せしむるものとす。

二、設立委員の爲すべき主なる事務

- (1) 現物出資財産の評価
- (2) 定款の作成
- (3) 定款の認可申請

(4) 株主の募集

(5) 第一回の拂込金の徴收

(6) 創立總會の招集

(7) 會社取締役に對する事務の引渡

尙主務大臣は定款の認可を爲さんとするときは、製鐵事業評價審査委員會をして、現物出資財産の評価を審査せしむることを要するものとす。

第四 製鐵所の事業引繼に關する主要なる事項

(一) 製鐵所より引繼ぐ從業員に對する方針

本會社は製鐵所の職員、職工其他の從業員を引續き勤務せしめ、其の待遇又は雇傭條件は從來通りとし、且つ其の解職手當支給に付ては、製鐵所に於ける勤続年數を通算するものとす。尙製鐵所共濟組合は引續き之を存續せしめ、本會社は之に對し從來通り給與金を交付するものとす。

(二) 預金部借入金の處置

本會社は製鐵所の預金部借入金に相當する金額を預金部より、短期融通資金として借入れ、之を以

て製鐵所の流動資産を買入れ、製鐵所は右代金を以て預金部借入金を償還するものとす。

(三) 製鐵原料關係借款の處置

本會社は從來の製鐵所と同様、支那及び南洋方面より製鐵原料の供給を受くるものとす。而して右に關する借款關係(昭和四年法律第二十八號及昭和五年法律第三號に依る債權債務)は、製鐵所特別會計廢止の際、之を一般會計に引繼ぐこととし、其の債務辨濟の爲め政府の要する經費は、一應會社に於て負擔することとするも、右は前記の如く、政府持株に對する配當金より、之を控除し得るものとす。

(參考表)

日本製鐵株式會社資本金 (製鐵所外十一社)

總	資	本	金	三五〇,〇〇〇,〇〇〇円	備	考
内	現	物	出	資	三二六,〇〇〇,〇〇〇	
公	募	募	額	二四,〇〇〇,〇〇〇		
一	株	ノ	金	額	五〇	公募株ノ第一回拂込ハ四分ノ一トス
株	式	總	數	七,〇〇〇,〇〇〇株		

事業目論見書 (製鐵所外十一社)

區	分	金	額	備	考	
製	品	販	賣	金	額	一二一,八五七千円
製	品	生	産	費	額	一七〇,四〇二
利	益	額				四一,四五五
減	價	却	金	控	除	九,七二三
法	定	積	立	金	二	十分ノ一控除
差	引	利	益	額		一,五八七
						三〇,一四五

鋼材販賣高 一,九〇二,〇〇〇
鉄鐵販賣高 一七七,七〇〇

諸調査會に於て審議せられたる製鐵業合同問題

目次

- 一、製鐵業調査會
- 二、臨時財政經濟調査會（製鐵業の振興に關する根本方策答申）
- 三、製鐵鋼調査會
- 四、商工審議會（重要工業に關する施設特別委員會答申）
- 五、商工審議會（産業合理化に關する答申）
- 六、臨時産業審議會（製鐵業統制に關する方策答申）

一、製鐵業調査會（大正五年）

本調査會に諮問せられたる事項中、製鐵業の經營組織に關するものは「官民製鐵事業の調和に關する事項」にして之に對する答申左の如し。

政府は將來民間製鐵業者と協議し、以て相互の競争を避け、官民製鐵業の調和を圖るに努むること。

二、臨時財政經濟調査會（製鐵業の振興に關する根本方策答申）（大正十年）

本調査會に諮問せられたる事項は「製鐵業の振興に關する方策如何」にして、之に對する答申中製鐵業の組織並に經營に關するもの左の如し。

製鐵事業は之を合同經營するを必要と認む、而して此目的を達成する爲め各製鐵所は、便宜合同又は經營の委託を爲し、且つ原料の取得、生産の配分等を共同にする目的を以て、諸製鐵所相寄りて「シンヂケート」を組織するを可とす。

三、製鐵鋼調査會（大正十四年）

本調査會は「本邦の製鉄及び製鋼に關する國策」を調査する爲め設けられたるが、本邦製鐵鋼の將來の方針を樹立するには先づ、斯業が果して經濟的に成立するや否やを各方面より調査し、充分其の可能性ありとの結論に達したり。

而して斯業の現狀に對し、單に之が保護救済の途を講ずるも、本邦製鐵鋼業の健全なる發達は、到底之を庶幾することを得ざるものと認め、之が對策としては、斯業不振の根本に遡りて、左の諸方策を講ずるの外なかるべしと答申せり。

(一) 本邦製鐵鋼業は八幡製鐵所を中心とせる、半官半民の合同經營に據るを可なりと認む、仍て準備の完了を待ちて可成速かに之を實行すること。

- (イ) 合同に参加し得べき製鐵鋼業は一定の資格を具備するものに限ること。
- (ロ) 合同實行の場合に於ける評價は先進競争國の例に準し、相當の程度に於て之を決定し、評價額以上の投資は之を認めざること。

(二) 前項の趣旨の下に差當り左の措置を講ずること。

- (イ) 八幡製鐵所に官民聯絡の爲め特定の機關を設くること。
- (ロ) 原料、生産、販賣又は經營に關する共同機關を設くること。
- (ハ) 一定の資格を具備する製鐵鋼所に限り前號の機關に参加せしむること。

(三) 以下省略

四、商工審議會（重要工業に關する施設特別委員會）（昭和二年）

本特別委員會答申の要旨左の如し。

銑鐵に對しては現在主として、獎勵金を以て保護しつつありと雖も、保護方法としては獎勵金よりも關稅を適當と認むるを以て、銑鐵に對する獎勵金は之を廢止し、銑鐵鋼材共に今後に於ける輸入價格の低下を考慮し、充分なる關稅率を按排すること。

五、商工審議會（産業合理化に關する答申）（昭和四年）

諮問事項「企業經濟を合理化し、投下資本の能率を増進せしむるに付、有効適切なる具體的方策如何」に對する答申要綱左の如し。

(一) 官營事業の民營的經營及び其の整理。

我國に於ける官營事業は其の經營方針合理的ならざるもの多く、又時世の進運に鑑み、民營に移し得るもの尠からず、依つて速に其の經營方針を民營化すると同時に、十分なる調査を遂げ、事業に依りては之を民營又は官民共營事業と爲し、以て投下資本の能率を増進せしむること緊要なりと認む。

(二) 企業の合同の促進

同種の産業に過多の企業の對立することは、資本の過剩投下を來し、生産費を低下し事業の基礎を安固ならしむる所以の途に非ず、殊に輸出品に關しては、延いて不必要なる競争を惹起し、國際經濟競争に及ぼす不利益尠からず、依つて各種産業毎に生産分配及び消費の三點より考察して其の企業の合同を圖ること、我産業界の實情に徴し特に必要なり、之が爲めには第一に當業者自身の自覺と協力に待たざるべからざるは勿論なりと雖も、政府に於ても之が爲め適當なる方策を講ずるの要あり、左の方策の如きは企業の合同を促進する上に於て有効なりと認む。

(イ) 株式、社債に付ては外國の立法例を參照し、事業の合同を便ならしむるが如き規定を設くること。

(ロ) 省 略

(ハ) 合同の場合に於ける登録税を減免すること。

(ニ) 省 略

(三) 以下 省略

六、臨業産業審議會（製鐵業統制に關する方策答申）（昭和五年）

製鐵事業の産業上の重要性並に斯業内外の現勢に鑑みれば、速に之が統制の方策を確立して、其の發展を促進するの要あり。

而して我國製鐵事業の實狀より考ふるに、其の事業を振興して外品の輸入を防遏し、尙進みて輸出方面に進展するが爲めには、八幡製鐵所及び民間製鐵所を打つて一丸とせる、大合同會社を設立し其の完全なる統制の下に徹底的合理化を圖り、單種多産に依る原價の低下と品質の向上とに努むると共に、設備の改良擴張を行ふの外、適當なる方策あるを見ず。

依つて速に左記要綱に依る合同の具體案を作成し、其の實現を圖るを以て刻下の急務なりと認む。

記

一、八幡製鐵所並に銑鐵又は普通鋼材の製造を主たる目的とする製鐵會社を合同して、一個の製鐵會社を設くること。

二、合同に参加する會社は、各其の資産を提供して出資に代へ、其の評價額に相當する新會社の株式交付を受くるものとす。八幡製鐵所の現物出資に對する株式は政府の持株とす。

三、前項の評價を行ふに當りては、豫め嚴正なる標準を設け適當なる評價委員會の議を経て、之を決定すること。

四、關稅定率法を改正し本邦製鐵業の確立を可能ならしむること。

五、新會社が運轉資金並に設備の改良、又は擴張資金を必要とする場合は、之が調達を可能ならしむる爲め政府は適當なる方策を講ずること。

六、新會社の經營は之を民營とし、政府は之に對し適當の監督權を行使すること。

尙合同會社の設立に關しては、之に要する國稅及び地方税を免除し、合同の助成に努むると共に、合同後の會社の事業目論見及び收支計算は豫め、之を明瞭ならしめ又出資財産の評價に關しては、諸般の事情を考察して最慎重に之を行ひ、合同の圓滿なる遂行に遺憾なきを期するの要あるものと認む。

本邦製鐵事業確立に關する施設の概要

本邦製鐵事業の確立に關しては、政府は夙に留意する所あり、明治二十九年、先づ官營八幡製鐵所を設立し、明治三十四年初めて作業を開始し、其の後需要の増加と共に漸次規模を擴張したるが、日露戰爭後一般工業、殊に造船造兵を中心とする機械工業の發達と共に、民間に於ても漸次製鐵事業を計畫するものあるに至りたりと雖も、未だ其の規模小にして特に其の發達の見るべきものなかりき。然るに歐洲大戰勃發と共に外國品の輸入杜絶は、造船業機械工業等の勃興と相俟ちて、我製鐵事業に異常なる刺激を與へ、一面政府の奨励方策と相應じて、製鐵工場の新設擴張せらるるもの續出し、生産額に於て戰前に倍加し、殊に民間製鐵所の産額は非常なる増加を示し、總産額の五割以上を占むるに至れり。

然れども歐洲大戰の終熄と共に、世界的不況の襲來となり、鐵價は暴落し、安價なる外國品は再び盛に輸入せらるるに至りたるを以て、斯業は大打撃を蒙り、廢業又は休業するもの頻出するに至れり是より先き政府は歐洲大戰中遭遇したる、鐵鋼材供給難に鑑み、本邦製鐵事業振興に關する根本方策を樹立するの必要を認め、大正五年には製鐵業調査會を設け、其の答申を得て製鐵業奨励法を制定

し、他方海外鐵礦資源の調査開發に努め、更に大戰後の不況に會しては、大正十年二月の臨時財政經濟調査會の答申に基き、製鐵業奨励法の改正及び鐵鋼材關稅の引上を行ひたるが、斯業は尙依然とし、戰後の不況より脱却する能はざりしを以て、大正十三年末製鐵鋼調査會を設けて、之が對策を審てせしめ、大正十五年には鐵鋼材全般に亘る關稅改正を行ひ、三度製鐵業奨励法を改正し更に昭和六年に同法を改正したる外、昭和七年には銑鐵に對する、關稅の改正を斷行し、以て本邦製鐵事業の保護を厚くし、斯業の發展に寄與する所ありたり。

今上記各施設中、其の主なるものに付具體的に其の内容を概説すれば左の如し。

(一) 製鐵業奨励法の運用

大正六年製鐵業奨励法を制定し、一定條件を具備する製鐵業に限り、土地收用法の適用、國稅(所得稅、營業收益稅)地方稅の免除及び製鐵設備用機械器具の輸入稅免除を規定し、初めて斯業奨励の規準を定めたるが、次で大正十年には本法を改正し、造船用鋼材の製造者に對する、奨励金交付の途を拓き、更に大正十五年の改正に於ては、奨励の重點を銑鋼一貫設備に置きたる、銑鐵奨励金(一噸に付三圓乃至六圓)制度を創設せり。

(1) 土地收用法適用

大規模の設備に依る生産を奨励する目的を以て、其の設備に必要な土地の使用又は收用を便にするため、一ヶ年三萬五千瓩以上の製銑及び製鋼能力を有する製鐵事業には、土地收用法の適用をなす。

註 大正六年の奨励法に於ては、一年三萬五千瓩以上の製銑又は製鋼能力一方を有する事業に付き、本特権を認めたるが、大正十五年の改正に當り、兩設備を併有する事業に付之を認むることとなし、他方從來の一方の設備のみを有する事業には改正法施行後、五年間從前通り本特権を認むることとせり。

(2) 所得税及び營業收益税の免除。

一ヶ年三萬五千瓩以上の製銑及製鋼能力を有する製鐵事業、一ヶ年五千二百五十瓩以上の生産能力を有する鍛鋼品及び鑄鋼品製造事業、一ヶ年二千五百瓩以上の生産能力を有する電氣製鐵坩堝製鋼及び低磷銑事業に就きては、設備完成の年及び其翌年より十五年間、所得税及び營業收益税を免除す。

註 大正六年の奨励法に於ては、一年五千二百五十瓩以上の製銑又は製鋼能力一方を有する事業に付き、本特権を認めたるが大正十五年の改正に當り、兩設備を併有し、且つ其の能力を引上げ一年三萬五千瓩以上のものとなし、他方從來の設備による事業には改正法施行後、五年間從前通り本特権を認むることとせり。
更に昭和六年の改正に當り、昭和七年乃至昭和十年に免除期間の終了するものに付ては、昭和十一年迄免税期間を延長す

ることとせり。

最近三ヶ年に於ける免税額左記の如し（推定）

昭和四年度	約 四十一萬三千圓
昭和五年度	約 六十五萬三千圓
昭和六年度	約 二十二萬五千圓

(3) 製鐵設備品の輸入税の免除

一ヶ年三萬五千瓩以上の製銑及び製鋼能力を有する設備を爲すため、必要なる器具機械類を輸入するものには、其の輸入税を免除す。

註 大正六年の奨励法に於ては、一年三萬五千瓩以上の製銑又は製鋼能力一方を有する事業に付き、本特権を認めたるが、大正十五年の改正に當り、前記土地收用法適用の件と同様に改正し、更に昭和六年の改正に依り、之を五年間延長することとせり。

最近三ヶ年に於ける免税額左の如し。

昭和四年度	六十萬五千八百六十圓
昭和五年度	四十萬七百八十七圓
昭和六年度	二十二萬五千七百七十二圓

(4) 銑鐵に對する獎勵金交付

銑鐵より鋼材に至る一貫作業を獎勵するため、大正十五年度より一ケ年、三萬五千匁以上の製銑及び製鋼能力を併有する製鐵業者の生産したる銑鐵に對し、一匁當り三圓乃至六圓の獎勵金を交付することとせり。最近三ケ年に於ける交付金額左の如し（圓以下及匁以下切捨）

年 度	獎勵金交付額	
	内地	朝鮮
昭和四年度	一、〇七三、六二七圓 (二五〇、八六四匁)	一、五九七、九六四圓 (三八九、八〇六匁)
昭和五年度	六五八、三〇三圓 (一四八、七一七匁)	一、二四五、九四〇圓 (三〇六、七八〇匁)
昭和六年度	六五七、六三三圓 (一六〇、七〇八匁)	一、〇二四、七四三圓 (二六八、六一八匁)

(5) 内地産造船用鋼材に對する獎勵金交付

大正十年以降造船用鋼材の輸入税を免除せられたるを以て、内地に於ける製造者を保護するため輸入税に相當する獎勵金の交付をなすこととせり。

最近三ケ年に於ける獎勵金の交付額左記の如し。

年 度	獎勵金交付額
昭和四年度	六十九萬八千九百五十圓
昭和五年度	五十八萬三千九百三十六圓
昭和六年度	五十一萬二千六百四十五圓

(二) 製鐵事業振興方策の調査研究

歐州大戰後の世界的不況に遭遇し、其事業經營に著しき困難を感じつつある。我製鐵業の現状に關し、各種の振興方策の唱へらるるものありと雖も、其の中最も根本的なるものは、事業の合同整理なり、曩に臨時財政經濟調査會（大正十年）が政府の諮問したる「本邦製鐵業の根本方策如何」に對し「製鐵業は之を合同經營するを必要と認む」と決議し、製鐵鋼調査會（大正十四年）も本邦製鐵業は「八幡製鐵所を中心とする半官半民の合同經營に據るを可なりと認む」と答申し、其後商工審議會亦企業の合理化問題の審議に當り、他の主要産業と共に製鐵業を以て研究の對象と爲し、審議の結果、官營事業の民營化及び合同經營の必要を決議せるは、何れも合同整理により本邦製鐵業の基礎を確立せしむることの必要を認めたるに依るものとす。然りと雖も、之が實現に關しては種々の困難なる問題ありたるを以て、先づ當面の方策として當業者間に於ける生産分野の協定、生産又は販賣數量の制限及び製品の共同販賣等生産販賣に關する各種の統制協定の實施に付き歡奨し來

りたるが、其結果銑鐵の販賣價格、販賣數量及び共同販賣に關する協定を行へる銑鐵共同組合（現在は銑鐵共同販賣會社に組織を變更）、合金鐵の販賣數量、販賣價格及び共同販賣に關する協定を行へる合金鐵共同組合、棒鋼の官民間に於ける生産分野の協定を行へる條鋼分野協定會、丸鋼及び平鋼の生産制限に關する協定を行へる鋼材聯合會、丸鋼の販賣價格及び共同販賣に關する協定を行へる關東鋼材販賣組合、中型山形鋼の販賣數量、販賣價格及び共同販賣に關する協定を行へる中型山形鋼共同販賣組合、小型山形鋼の販賣數量、販賣價格及び共同販賣に關する協定を行へる小型山形鋼共同販賣組合、厚板（厚さ六耗以上）の販賣數量、販賣價格及び共同販賣に關する協定を行へる日本厚板共同販賣組合、中板（厚一耗以上六耗未満）の販賣數量、販賣價格及び共同販賣に關する協定を行へる中板共同販賣組合、薄板（三枚物乃至十三枚物）の販賣數量、販賣價格及び共同販賣に關する協定を行へる日本黒板共同販賣組合、線材の販賣數量、價格及び共同販賣に關する協定を行へる日本線材共同販賣組合等、各種鐵鋼材に關する生産販賣の統制を目的とする、團體の成立を見るに至り、夫々相當の成績を擧げ來れるが、昭和六年十二月重要産業統制法に依る重要産業として其の他の重要産業と共に製鐵業を指定し、同法に依りて之等の統制協定の強化を圖ることとせり。然れども之等の統制協定の實施のみを以てしては、到底斯業の確立發展を圖るに足らざるを以て、

更に確固たる統制の下に、斯業の根本的合理化を企圖するの緊要なるを認め、昭和五年七、八月の交より、臨時産業合理局顧問會議を中心として數十回に亘り、調査審議を重ねたるが、其の結果、我國製鐵事業を振興して外品の輸入を防遏し、尙進みて輸出方面に進展するが爲めには、八幡製鐵所並に銑鐵又は普通鋼材の製造を主たる目的とする製鐵會社を打つて一丸とする、大合同會社を設立し、其の完全なる統制の下に徹底的合理化を圖り、單種多産に依る原價の低下と品質の向上とに努むると共に設備の改良擴張を行ふの外、適當なる方策なしとの結論に到達せり。本問題は次で臨時産業審議會の審議に附せられたるが、同會に於ても亦同様なる結論を得たるを以て、爾來當省に於ては産業審議會答申の要綱を基礎とし、之を實行するに付いての具體案を作成する爲め、諸般の調査研究を進め居たり。然るに昭和七年六月第六十二議會に於ける銑鐵關稅改正案の審議に當り、貴族院に於ては「現在銑鐵業の資本を整理し及び事業の合理化を圖り、次で生産費の低減を期すべし」との希望決議を附して之を可決し、又衆議院に於ては政府は、本改正案に關し現在製鐵業の徹底的整理及び合理化を圖り、之を合同に導き以て、生産費の低減を期する旨の聲明を爲したり。従つて上記の如き、帝國議會又は諸調査會審議會等に於ける決議の趣旨、並に斯業内外の現勢に鑑み速に適切なる合理化方策を實現し、以て斯業の維持發展を圖るは極めて緊要の事項なるを以て、引

續き右方策に付き鋭意調査審議中なり。

(三) 鐵鋼材の關稅改正

大正十五年三月、一般關稅改正に際し、銑鐵は別途製鐵業獎勵法の改正に依り、保護することとなりたるを以て、鋼材のみに付き相當の引上げを爲したる處、右引上げに付ては貴衆兩院に於ては、製鐵國策の見地より慎重考慮の上、銑鋼共に適當なる改正を爲すべきことの希望條件を附して可決せられ、又昭和二年十二月商工審議會に於ては「銑鐵に對しては現在主として獎勵金を以て保護しつつありと雖、保護方法としては獎勵金よりも、關稅を適當と認むるを以て銑鐵に對する獎勵金は之を廢止し、銑鐵鋼材共に今後に於ける輸入價格の低下を考慮し、充分なる關稅率を按排すること」と決議せられ、更に昭和五年十一月臨時產業審議會に於ては「本邦製鐵事業の確立には斯業の大同を必要とすると共に適當の關稅改正を行ふの要ある」旨の決議ありたるが、昭和六年に至り鐵鋼材市價の低落甚だしく、當業者は未曾有の苦境に陥れるを以て、鐵鋼材關稅に對し、相當の引上げを爲し、斯業の安定を圖るの要、愈々緊切なるものあるに至れり。仍つて、昭和七年六月銑鐵並に「ワイヤロッド」線「バーブドックスツイスタワイヤ」及び「リードワイヤ」の關稅に對し、夫々斯業安定に必要な程度の引上を爲し、且つ之と同時に外國爲替相場低落に基く、從價稅率と從量稅率

との間の不權衡を調節する爲め、一般從量稅品と共に鐵鋼材中の從量稅品に對し、當分の内三割五分の附加稅を課することとせり。

而して銑鐵關稅の改正は、其の後に於ける爲替相場の變動と相待ちて、印度銑輸入防遏の目的を充分に到達せしむることを得、其他鋼材關稅改正も夫々國內產業振興上、相當好影響を齎すことを得たるものと認めらるる處、最近に於ける鐵鋼材市價騰貴の趨勢に鑑み、一部消費者方面より鐵鋼材關稅の引下げを要望し來れるも、現在の鐵鋼材市價は斯業の採算狀況等より見て、不當のものにあらざるを以て今直ちに、關稅の引下げを圖る要なきものと認めらる。而して當局に於ては這般の關稅改正以來、鐵鋼材市價の推移に對し、深甚なる注意を拂ひ、極力當業者の自制を促すと共に、斯業の採算狀況等に付き常に精密なる調査を行ひ、現行の關稅其他の保護施設が當業者に對し、過當なる保護となるが如きことなからしむる様、充分留意しつつあり。

(四) 内外製鐵資源の確保、開發に關する事項

海外に於ける製鐵資源に付ては、政府は臨時產業調查局の事業を繼承して、大正九年度より海外鑛物の調査を開始し、主として支那方面に付いて之が調査を爲し、其の結果大同炭田の如き、楊子江沿岸一部鐵鑛の如き、利權の邦人の手に歸したるものありしが、本調査事業は經費節減の爲め、十

四年度より之を中止するの已むなきに至れり。大正十五年度には別に佛領印度、支那方面の鑛山調査の爲め調査員を派遣する等、種々なる方策を講ずる所ありたる一面、内地鐵鑛の供給に付きては之を可及的に潤澤圓滑ならしむる爲め、常に調査開發の途を講じ、殊に砂鐵鑛は其の埋藏量極めて豊富なるに拘はらず、未だ製鐵原料として利用せらるるに至らざるを以て、之が製鍊方法に關し、試験若くは研究を行はむとする者には、相當補助を與へて獎勵することとなし。

昭和元年度	一一五、五九七圓
昭和二年度	二〇〇、〇〇〇
昭和三年度	八二、〇〇〇
昭和四年度	五〇、〇〇〇
昭和五年度	三八、〇〇〇
昭和六年度	三〇、六〇〇

を交付したり。

又含銅硫化鐵鑛の濕式製鍊は銅の外、多量の製鐵原料を回收することを得るを以て、同方法の研究を行はむとする者に對し獎勵金を交付することとし、昭和二年度二六、〇〇〇圓、同三年度五四、

〇〇〇圓、同四年度二〇、〇〇〇圓、同五年度三〇、四〇〇圓を下付したり。

(五) 製鐵原料(鑛石)の運賃改正に關する事項。

昭和五年四月、鐵道運賃改正に際し鐵鑛運賃の引下げを見たり。

製鐵事業ニ關スル參考表

内地銑鐵需要額調

年	生産額		輸移入額				合計
	官營	民營	滿洲	印度	其他	小計	
大正三年	491,352	108,306	599,658	不詳	不詳	不詳	1,107,664
大正四年	477,095	108,956	586,051	不詳	不詳	不詳	1,101,581
大正五年	555,997	29,121	685,118	104,891	15,333	845,145	1,085,394
大正六年	640,339	29,121	890,604	159,522	37,626	1,126,801	1,333,911
大正七年	702,290	193,881	896,171	198,929	26,130	1,319,230	1,477,766
昭和元年	836,895	255,641	1,092,536	233,422	30,489	1,552,076	1,811,521
昭和二年	767,356	299,762	1,067,118	195,150	45,633	1,507,661	1,878,761
昭和三年	865,262	299,762	1,164,024	214,477	47,426	1,625,689	1,875,010
昭和四年	865,262	299,762	1,164,024	214,477	47,426	1,625,689	1,875,010
昭和五年	865,262	299,762	1,164,024	214,477	47,426	1,625,689	1,875,010
昭和六年	865,262	299,762	1,164,024	214,477	47,426	1,625,689	1,875,010
昭和七年	865,262	299,762	1,164,024	214,477	47,426	1,625,689	1,875,010

差引需要額 1,033,461, 1,094,381, 1,068,911, 1,309,251, 1,467,421, 1,766,678, 1,875,010, 1,677,751, 1,749,366, 1,658,467
 需要額に對する 生産額割合 五% 五% 六% 六% 六% 六% 六% 七% 七% 六%
 備考

- 一、輸移出中には少量の合金鐵又は其他の塊鐵を含むも其數量不明に付全部銑鐵と看做して計上せり。
- 二、輸入額中の滿洲には滿蒙及關東州よりの輸入額を計上せり。
- 三、昭和七年は概數とす。

内地鋼材需要額調

年	生産額		輸移入額		合計
	官營	民營	輸入額	移出額	
大正三年	405,615	399,098	796,871	2,330	799,201
大正四年	456,136	405,209	861,345	2,766	864,111
大正五年	541,044	501,998	1,043,042	1,857	1,044,899
大正六年	649,650	566,652	1,216,302	1,857	1,218,159
大正七年	777,662	687,498	1,465,160	3,304	1,468,464
昭和元年	841,000	879,399	1,720,399	4,183	1,724,582
昭和二年	936,544	1,010,350	1,946,894	5,093	1,951,987
昭和三年	920,726	1,030,501	1,951,227	2,160	1,953,387
昭和四年	968,254	1,030,501	1,998,755	2,377	2,001,132
昭和五年	1,030,501	1,030,501	2,061,002	2,377	2,063,379
昭和六年	1,030,501	1,030,501	2,061,002	2,377	2,063,379
昭和七年	1,030,501	1,030,501	2,061,002	2,377	2,063,379

差引需要額一、四五、九六一、九〇四、六五四、一四六、三三二、〇六〇、五五四、二〇七、三三三、三三三、二六三、〇三〇、一六七、二二〇、四四〇、一七〇、四、四四〇、二、二四、五九九
 需要額に對する 五% 四% 七% 六% 六% 五% 六% 九% 六% 一〇〇%
 生産額割合

備考

一、錫鍍板、亜鉛鍍板、線、釘類及鑄鐵管等は生産額には含まざるも輸移出入額には之を包含せり。
 二、昭和七年は概數とす。

内地銑鐵輸入額調

年次	滿洲		印度		其他		計
	數量	金額	數量	金額	數量	金額	
大正十二年	不詳	不詳	不詳	不詳	不詳	不詳	不詳
大正十三年	不詳	不詳	一、五九、九六	八、三五四、四〇	不詳	不詳	一、五九、九六
大正十四年	不詳	不詳	一、五九、九六	八、三五四、四〇	不詳	不詳	一、五九、九六
昭和元年	一〇四、八九	五、〇八七、三三	一、五九、九六	八、三五四、四〇	不詳	不詳	一、五九、九六
昭和二年	一、五九、九六	七、三三二、四四五	一、五九、九六	八、三五四、四〇	不詳	不詳	一、五九、九六
昭和三年	一、五九、九六	八、一〇一、四三〇	一、五九、九六	八、三五四、四〇	不詳	不詳	一、五九、九六
昭和四年	一、五九、九六	九、一〇九、三六	一、五九、九六	八、三五四、四〇	不詳	不詳	一、五九、九六
昭和五年	一、五九、九六	九、一〇九、三六	一、五九、九六	八、三五四、四〇	不詳	不詳	一、五九、九六
昭和六年	一、五九、九六	九、一〇九、三六	一、五九、九六	八、三五四、四〇	不詳	不詳	一、五九、九六

昭和七年 三三、四六六 八、八八三、四三三 一七、八三三 三、〇七三、七三三 四、〇〇六 一、六三三、六七一 四、四四四、四四四 一三、七三三、八八八

内地鋼材輸入品種別表 (其一) (數量單位、價額單位圓)

品名	昭和二年		昭和三年		昭和四年		昭和五年		昭和六年		昭和七年	
	數量	金額	數量	金額	數量	金額	數量	金額	數量	金額	數量	金額
シ ー ト	一、五九、九六	七、三三二、四四五	一、五九、九六	八、三五四、四〇	一、五九、九六	八、三五四、四〇	一、五九、九六	八、三五四、四〇	一、五九、九六	八、三五四、四〇	一、五九、九六	八、三五四、四〇
インゴット、ブルーム、ピレット及ストラップ	一、五九、九六	七、三三二、四四五	一、五九、九六	八、三五四、四〇	一、五九、九六	八、三五四、四〇	一、五九、九六	八、三五四、四〇	一、五九、九六	八、三五四、四〇	一、五九、九六	八、三五四、四〇
ケツグスチール及パンブリスチール	一、五九、九六	七、三三二、四四五	一、五九、九六	八、三五四、四〇	一、五九、九六	八、三五四、四〇	一、五九、九六	八、三五四、四〇	一、五九、九六	八、三五四、四〇	一、五九、九六	八、三五四、四〇
其他	一、五九、九六	七、三三二、四四五	一、五九、九六	八、三五四、四〇	一、五九、九六	八、三五四、四〇	一、五九、九六	八、三五四、四〇	一、五九、九六	八、三五四、四〇	一、五九、九六	八、三五四、四〇
合 計	一、五九、九六	七、三三二、四四五	一、五九、九六	八、三五四、四〇	一、五九、九六	八、三五四、四〇	一、五九、九六	八、三五四、四〇	一、五九、九六	八、三五四、四〇	一、五九、九六	八、三五四、四〇
丸 角 及 平 鐵	一、五九、九六	七、三三二、四四五	一、五九、九六	八、三五四、四〇	一、五九、九六	八、三五四、四〇	一、五九、九六	八、三五四、四〇	一、五九、九六	八、三五四、四〇	一、五九、九六	八、三五四、四〇
テ ー 形 及 ア ン グ ル 形 鐵	一、五九、九六	七、三三二、四四五	一、五九、九六	八、三五四、四〇	一、五九、九六	八、三五四、四〇	一、五九、九六	八、三五四、四〇	一、五九、九六	八、三五四、四〇	一、五九、九六	八、三五四、四〇
レ ー ー ル	一、五九、九六	七、三三二、四四五	一、五九、九六	八、三五四、四〇	一、五九、九六	八、三五四、四〇	一、五九、九六	八、三五四、四〇	一、五九、九六	八、三五四、四〇	一、五九、九六	八、三五四、四〇
フ イ ツ シ ャ プ レ ー ト	一、五九、九六	七、三三二、四四五	一、五九、九六	八、三五四、四〇	一、五九、九六	八、三五四、四〇	一、五九、九六	八、三五四、四〇	一、五九、九六	八、三五四、四〇	一、五九、九六	八、三五四、四〇

事業所	工場位置	主要な製品	各製鐵所生産額調									
			大正十二年	大正十三年	大正十四年	昭和元年	昭和二年	昭和三年	昭和四年	昭和五年	昭和六年	昭和七年
輪西製鐵株式會社	北海道室蘭市	銑鐵	四〇、六四	四七、八三	七三、四九	九四、六九	九三、二四	二〇九、五三	一七、二五	一七、九四	八二、五二	七七、五七
釜石製鐵株式會社	岩手縣釜石町	小銑鐵	五、二七	五、七二	四七、四三	六四、六五	六七、六三	七五、七七	九八、九一	九五、六三	一一、九三	二〇、四七
東洋製鐵株式會社	福岡縣戸畑市	銑鐵	三、二四	二七、八五	三〇、七〇	四七、一九	四九、九一	六、八七	七、三四	五、三三	五、九三	六、六三
九州製鐵株式會社	福岡縣八幡市	大厚板	五〇、四九	五、五五〇	九、七三	一〇七、三二	一六、七九	一八、三三	二四、〇九	一九、四三	二三、五七	二〇、四七
三菱製鐵株式會社	朝鮮兼二浦	大厚板	九、九三	九、七五	九、一六	二五、〇六	二九、〇三	二四、一六	一九、一五	一五、六七	一五、四四	二六、九元
日本鋼管株式會社	神奈川縣川崎市	中小管	八、一六	二二、三四	二二、二五	一三、四九	一五、一七	二〇、五五	二二、六八	一九、七九	二六、四四	二二、七三
富士製鐵株式會社	神奈川縣川崎市	小形	八、八七	二、三四	二四、六五	三三、〇四	三三、九三	二七、八九	三、五九	四、五三	四、五三	四、五三
港野造船株式會社	神奈川縣横濱市	厚板	八、四〇	二、八五	二〇、五八	三三、三九	四三、九四	五三、六六	六四、三九	六四、六〇	六九、七九	八七、〇四
大阪製鐵株式會社	大阪府大阪市	厚板	一五、〇四	一八、四五	二六、二三	三三、九一	三八、六三	四八、〇三	五二、二八	五九、七六	四二、〇〇	四五、二〇

備考 大正十二年×印の中には一月乃至八月横濱を經て輸入したるものにして厚〇七耗以下厚一、五耗以下並其他區分不明なるものの數量高、元二聽其の價額二、九三、二五二圓を含む。

各製鐵所生産額調

事業所	工場位置	主要な製品	大正十二年	大正十三年	大正十四年	昭和元年	昭和二年	昭和三年	昭和四年	昭和五年	昭和六年	昭和七年
製鐵所	福岡縣八幡市	鋼各種鋼材	四〇、八九	四四、四五	四四、五五	四四、二八	五三、九八	五〇、四九	六五、五三	六六、二七	六三、八元	七九、七九
計			一〇三、六八、三四	一〇七、六八、三四	一七三、三五、四七	一九一、〇三、三	一七三、三五、四七	一七三、三五、四七	一七三、三五、四七	一七三、三五、四七	一七三、三五、四七	一七三、三五、四七

事業所	工場位置	主要な製品	各製鐵所生産額調									
			大正十二年	大正十三年	大正十四年	昭和元年	昭和二年	昭和三年	昭和四年	昭和五年	昭和六年	昭和七年
線索及管			四三、〇三九	八六六	七二〇、八六〇	三六、八八三	五九四	四四〇、六八〇	二六、〇三九	七四八	二五九、九二四	四七七
金屬を鍍せざる			二七、二三〇	二九、八五五	二九、八五五	二九、八五五	二九、八五五	二九、八五五	二九、八五五	二九、八五五	二九、八五五	二九、八五五
其の他			二、四六七	二、四六七	二、四六七	二、四六七	二、四六七	二、四六七	二、四六七	二、四六七	二、四六七	二、四六七
合			一〇三、六八、三四	一〇七、六八、三四	一七三、三五、四七	一九一、〇三、三	一七三、三五、四七	一七三、三五、四七	一七三、三五、四七	一七三、三五、四七	一七三、三五、四七	一七三、三五、四七

株式會社神戸製鋼所	三〇,〇〇〇	一九,〇〇〇	三,六六九	四三,六六九	三九	二,四九六
株式會社川崎造船所製鐵工場	一八,〇〇〇	※一〇,七三三	九,九七九	一三,七三三	二〇六	四,〇〇〇
徳山鐵板株式會社	二,五〇〇	—	七六五	三,二六五	不詳	不詳
日本鋼業株式會社	二〇〇	—	四〇三	六〇三	不詳	不詳
民間合計	三〇,八三五	二四,二三八	九三,三五	四三,八四四	一,九四九	一六,四八九

備考

一、拂込資本金、社債、借入金は概ね昭和七年度下半年營業報告に據る但し借入金中には支拂手形を含む。
 二、製鐵事業以外の事業を兼營する事業者に在りては其の事業全部の拂込資本金、社債及借入金を示す。
 三、從業者數は製鐵事業のみに從事するものとす。
 四、製鐵所は全投資額を示す括弧内は昭和六年度末固定財産帳簿價額とす。

民間製鐵會社損益及配當調 (損益單位千圓配當年率)

事業者名	決算期	昭和五年		昭和六年		昭和七年	
		損益	配當	損益	配當	損益	配當
輪西製鐵株式會社	下上	四六一五	三分	四一六一	—	四四八	—
釜石鐵山株式會社	下上	一九九七	—	二七五二	—	三七六	—
東洋製鐵株式會社	下上	一七五五	九厘強	一四六二	九厘強	一四九	九厘強

九州製鋼株式會社	△	八二	—	一六八	—	未詳	—
三菱製鐵株式會社	下上	二八九	—	三〇一	—	一九一	—
日本鋼管株式會社	下上	三〇九	優五分	二八四	優五分	三四五	優八分普三分
富士製鋼株式會社	下上	一一一四	—	四一八	—	六〇二	—
株式會社淺野造船所	下上	三四五〇	—	四〇八	—	一一八	—
大阪製鐵株式會社	下上	六三七	優普一割二分	五五	優普一割二分	一五九	一割二分
株式會社淺野小倉製鋼所	下上	三五一	—	二九四	—	七五二	—
東海鋼業株式會社	下上	五九〇	六分	七八	—	九四	六分
株式會社川崎造船所	下上	一、三三三	—	四、六八九	—	不詳	—
株式會社神戸製鋼所	下上	二四〇	優七分五厘	三九〇	—	六三〇	—
株式會社住友製鋼所	下上	一九一	五分	一九七五	—	二〇一	—
住友伸銅鋼管株式會社	下上	二二一	三分	一七七三	五分	六七四	六分

日本鋼業株式會社	下上	二一	不詳	不詳	不詳	不詳
德山鐵板株式會社	下上	一一三九	七八分	一一一五	七分	一八分

備考

一、本表は各社の營業報告に依りたるものにして、製鐵以外の事業を兼營するもの付ても（製鐵事業のみに關する損益及配當不明に付）各社の事業全部に對するものを掲げたり。
 二、輪西製鐵株式會社は昭和六年九月創立せられ、株式會社日本製鋼所の製鐵事業を繼承せるものにして、其の昭和五年及六年の損益及配當は株式會社日本製鋼所の分を掲げたり。

三、△印は損失を示す。
 四、優は優先株、普は普通株を示す。

各國銑鐵國內價格調

年	月	日本	英國	國	米	國	獨	逸	印	度
昭和四年一月	月	四三・四	三〇・五、〇	四〇・三	一七・五	三七・六	八八・〇〇	四六・六	六五	五二・四六
同	二月	四二・六	三〇・五、〇	三九・九	一七・五	三七・九	八八・〇〇	四六・四八	六五	五一・七一
同	三月	—	三〇・五、〇	三九・九	一七・六〇	三七・七	八八・〇〇	四七・六	六五	五一・四八
同	四月	四二・二	三〇・五、九	三九・八	一八・〇〇	三九・七〇	八八・〇〇	四七・二六	六五	五一・四三
同	五月	四二・六	三〇・六、六	三九・九	一八・三〇	四〇・二五	八八・五〇	四七・三七	六五	五一・九八
同	六月	四二・〇五	三〇・八、六	三七・八	一八・五〇	四〇・八六	九〇・〇〇	四九・八〇	六五	五一・六〇
同	七月	四二・八一	三〇・八、六	三六・四	一八・五〇	四〇・二七	九〇・〇〇	四八・四八	六五	五一・二七
同	八月	四二・〇〇	三〇・八、六	三五・五	一八・五〇	三九・一九	九〇・〇〇	四七・〇九	六五	四九・九三
同	九月	四三・〇六	三〇・八、六	三六・八三	一八・五〇	三八・八〇	九〇・〇〇	四六・六四	六五	四九・四八
同	十月	四〇・〇〇	三〇・八、六	三六・四一	一八・五〇	三八・三三	九〇・〇〇	四六・〇五	六五	四八・八七
同	十一月	—	三〇・八、六	三六・六	一八・五〇	三七・五二	九〇・〇〇	四五・三三	六五	四八・二〇
同	十二月	三九・五九	三〇・八、六	三六・六	一八・五〇	三七・一七	九〇・〇〇	四四・八三	六五	四七・七一
昭和五年一月	月	三九・〇〇	三〇・八、六	三六・三	一八・五〇	三七・八六	九〇・〇〇	四四・五六	六五	四七・四三
同	二月	—	三〇・八、六	三六・三	一八・五〇	三七・八六	九〇・〇〇	四四・二八	六五	四七・三〇
同	三月	三五・六五	三〇・八、〇	三三・〇一	一八・五〇	三六・八六	九〇・〇〇	四四・二四	六五	四七・二六
同	四月	三五・〇	三〇・五、六	三一・八〇	一八・五〇	三六・八六	九〇・〇〇	四四・一七	六五	四七・〇三
同	五月	三五・八	三〇・五、六	三一・七二	一八・五〇	三六・八六	九〇・〇〇	四四・一七	六五	四六・九六
同	六月	三六・一九	三〇・五、六	三一・七一	一八・五〇	三六・八六	九〇・二五	四四・八一	六五	四六・七四
同	七月	—	三〇・五、六	三一・九五	一八・〇〇	三六・六	八八・五〇	四三・〇三	六五	四六・八一
同	八月	—	三〇・五、六	三一・七九	一八・〇〇	三五・八七	八八・五〇	四三・一四	六五	四六・九一
同	九月	—	三〇・五、〇	三一・四七	一七・七五	三五・七七	八八・五〇	四三・〇〇	六五	四六・八一
同	十月	三九・〇	三〇・五、〇	三一・四七	一七・〇〇	三五・八七	八八・五〇	四二・九六	六五	四六・七九
同	十一月	三九・〇	三〇・五、〇	三一・四七	一七・〇〇	三五・八七	八八・五〇	四二・九六	六五	四六・七〇
同	十二月	三九・〇	三〇・五、〇	三一・四七	一七・〇〇	三五・八七	八八・五〇	四二・九六	六五	四六・七〇

年	月	日本	英國	國	米	國	獨	逸	印	度
昭和四年一月	月	四三・四	三〇・五、〇	四〇・三	一七・五	三七・六	八八・〇〇	四六・六	六五	五二・四六
同	二月	四二・六	三〇・五、〇	三九・九	一七・五	三七・九	八八・〇〇	四六・四八	六五	五一・七一
同	三月	—	三〇・五、〇	三九・九	一七・六〇	三七・七	八八・〇〇	四七・六	六五	五一・四八
同	四月	四二・二	三〇・五、九	三九・八	一八・〇〇	三九・七〇	八八・〇〇	四七・二六	六五	五一・四三
同	五月	四二・六	三〇・六、六	三九・九	一八・三〇	四〇・二五	八八・五〇	四七・三七	六五	五一・九八
同	六月	四二・〇五	三〇・八、六	三七・八	一八・五〇	四〇・八六	九〇・〇〇	四九・八〇	六五	五一・六〇
同	七月	四二・八一	三〇・八、六	三六・四	一八・五〇	四〇・二七	九〇・〇〇	四八・四八	六五	五一・二七
同	八月	四二・〇〇	三〇・八、六	三五・五	一八・五〇	三九・一九	九〇・〇〇	四七・〇九	六五	四九・九三
同	九月	四三・〇六	三〇・八、六	三六・八三	一八・五〇	三八・八〇	九〇・〇〇	四六・六四	六五	四九・四八
同	十月	四〇・〇〇	三〇・八、六	三六・四一	一八・五〇	三八・三三	九〇・〇〇	四六・〇五	六五	四八・八七
同	十一月	—	三〇・八、六	三六・六	一八・五〇	三七・五二	九〇・〇〇	四五・三三	六五	四八・二〇
同	十二月	三九・五九	三〇・八、六	三六・六	一八・五〇	三七・一七	九〇・〇〇	四四・八三	六五	四七・七一
昭和五年一月	月	三九・〇〇	三〇・八、六	三六・三	一八・五〇	三七・八六	九〇・〇〇	四四・五六	六五	四七・四三
同	二月	—	三〇・八、六	三六・三	一八・五〇	三七・八六	九〇・〇〇	四四・二八	六五	四七・三〇
同	三月	三五・六五	三〇・八、〇	三三・〇一	一八・五〇	三六・八六	九〇・〇〇	四四・二四	六五	四七・二六
同	四月	三五・〇	三〇・五、六	三一・八〇	一八・五〇	三六・八六	九〇・〇〇	四四・一七	六五	四七・〇三
同	五月	三五・八	三〇・五、六	三一・七二	一八・五〇	三六・八六	九〇・〇〇	四四・一七	六五	四六・九六
同	六月	三六・一九	三〇・五、六	三一・七一	一八・五〇	三六・八六	九〇・二五	四四・八一	六五	四六・七四
同	七月	—	三〇・五、六	三一・九五	一八・〇〇	三六・六	八八・五〇	四三・〇三	六五	四六・八一
同	八月	—	三〇・五、六	三一・七九	一八・〇〇	三五・八七	八八・五〇	四三・一四	六五	四六・九一
同	九月	—	三〇・五、〇	三一・四七	一七・七五	三五・七七	八八・五〇	四三・〇〇	六五	四六・八一
同	十月	三九・〇	三〇・五、〇	三一・四七	一七・〇〇	三五・八七	八八・五〇	四二・九六	六五	四六・七九
同	十一月	三九・〇	三〇・五、〇	三一・四七	一七・〇〇	三五・八七	八八・五〇	四二・九六	六五	四六・七〇
同	十二月	三九・〇	三〇・五、〇	三一・四七	一七・〇〇	三五・八七	八八・五〇	四二・九六	六五	四六・七〇

獨、佛棒鋼輸出及國內價格比較表

年 月	獨 逸			佛 國		
	輸出價格 磅(噸)	國內價格 圓(噸)	馬克(噸)	輸出價格 磅(噸)	國內價格 圓(噸)	フラン(噸)
昭和四年一月	六〇四・〇	六五九・九	一四一・〇〇	六〇二・六	六五・一四	七五
同 二 月	六〇四・三	六六四・三	一四一・〇〇	六〇三・六	六六・〇三	七五
同 三 月	六〇三・三	六七〇・二	一四一・〇〇	六〇三・〇	六六・八九	七五
同 四 月	六〇三・〇	六六八・九	一四一・〇〇	六〇二・〇	六六・三三	七五
同 五 月	六〇三・三	六五九・六	一四一・〇〇	六〇二・六	六五・七九	七五
同 六 月	六〇三・六	六五九・九	一四一・〇〇	六〇二・九	六五・五〇	七五
同 七 月	六〇三・六	六五九・九	一四一・〇〇	六〇二・九	六五・五〇	七五
同 八 月	六〇三・〇	六五八・〇	一四一・〇〇	六〇三・〇	六五・九四	七五
同 九 月	六〇三・〇	六五八・〇	一四一・〇〇	六〇三・〇	六五・九四	七五
同 十 月	六〇三・〇	六五八・〇	一四一・〇〇	六〇三・〇	六五・九四	七五
同 十一 月	六〇三・九	六五八・六	一四一・〇〇	六〇三・七	六五・七一	七五
同 十二 月	六〇五・〇	六五九・五	一四一・〇〇	六〇五・〇	六五・三三	七五
昭和五年一月	六〇五・〇	六五九・五	一四一・〇〇	六〇五・〇	六五・三三	七五
同 二 月	六〇六・〇	六六〇・六	一四一・〇〇	六〇六・〇	六五・〇五	七〇〇
同 三 月	六〇七・〇	六六〇・八	一四一・〇〇	六〇七・〇	六五・〇四	七〇五
同 四 月	六〇七・〇	六六〇・八	一四一・〇〇	六〇七・〇	六五・〇四	七〇五
同 五 月	六〇七・〇	六六〇・八	一四一・〇〇	六〇七・〇	六五・〇四	七〇五
同 六 月	六〇七・〇	六六〇・八	一四一・〇〇	六〇七・〇	六五・〇四	七〇五
同 七 月	六〇七・〇	六六〇・八	一四一・〇〇	六〇七・〇	六五・〇四	七〇五
同 八 月	六〇七・〇	六六〇・八	一四一・〇〇	六〇七・〇	六五・〇四	七〇五
同 九 月	六〇七・〇	六六〇・八	一四一・〇〇	六〇七・〇	六五・〇四	七〇五
同 十 月	六〇八・六	六六四・七	一四一・〇〇	六〇八・〇	六五・一七	七四〇
同 十一 月	六〇八・九	六六四・七	一四一・〇〇	六〇八・〇	六五・一七	七四〇
同 十二 月	六〇九・〇	六六四・七	一四一・〇〇	六〇八・〇	六五・一七	七四〇
同 一 月	六〇九・〇	六六四・七	一四一・〇〇	六〇八・〇	六五・一七	七四〇
同 二 月	六〇九・〇	六六四・七	一四一・〇〇	六〇八・〇	六五・一七	七四〇
同 三 月	六〇九・〇	六六四・七	一四一・〇〇	六〇八・〇	六五・一七	七四〇
同 四 月	六〇九・〇	六六四・七	一四一・〇〇	六〇八・〇	六五・一七	七四〇
同 五 月	六〇九・〇	六六四・七	一四一・〇〇	六〇八・〇	六五・一七	七四〇
同 六 月	六〇九・〇	六六四・七	一四一・〇〇	六〇八・〇	六五・一七	七四〇
同 七 月	六〇九・〇	六六四・七	一四一・〇〇	六〇八・〇	六五・一七	七四〇
同 八 月	六〇九・〇	六六四・七	一四一・〇〇	六〇八・〇	六五・一七	七四〇
同 九 月	六〇九・〇	六六四・七	一四一・〇〇	六〇八・〇	六五・一七	七四〇
同 十 月	六〇九・〇	六六四・七	一四一・〇〇	六〇八・〇	六五・一七	七四〇
同 十一 月	六〇九・〇	六六四・七	一四一・〇〇	六〇八・〇	六五・一七	七四〇
同 十二 月	六〇九・〇	六六四・七	一四一・〇〇	六〇八・〇	六五・一七	七四〇

備考 一、本價格は工場渡し價格とす、但し本邦棒鋼價格は昭和五年十二月迄は製鐵所先物價段、昭和六年一月以降は關東鋼材販賣組合のベース物價段より、各年に於ける鋼材平均運賃を減じたものとす。
二、邦貨換算は當該月の對外爲替相場に依る。

同 五 月	六〇〇・三	六五二・二	一四一・〇〇	五九・九・三	六四・六六	七五	六三・六
同 六 月	五九・九・六	六五九・九	一四一・〇〇	五八・八・九	六五・五〇	七〇	六三・九四
同 七 月	五九・七・六	六三三・〇〇	一四一・〇〇	五二・四・六	六一・三九	七五〇	六五・三四
同 八 月	五九・五・〇	五九〇・九八	一四一・〇〇	五二・三・〇	五八・九四	七四五	六三・三
同 九 月	五九・三・〇	五八四・七	一四一・〇〇	五二・〇・六	五七・一七	七四五	六三・五六
同 十 月	五八・八・六	五五三・九	一四一・〇〇	五二・〇・〇	五七・〇	七四〇	六三・四
同 十一 月	五八・三・九	五二一・八	一四一・〇〇	五〇・四・三	五三・九	七五	六〇・〇
同 十二 月	五〇・五・〇	五二・三三	一四一・〇〇	五〇・五・〇	五三・三	七五	五九・一〇
昭和五年一月	五〇・五・〇	五二・三三	一四一・〇〇	五〇・五・〇	五三・三	七五	五九・一〇
同 二 月	五〇・六・〇	五二・三三	一四一・〇〇	五〇・五・六	五三・〇五	七〇〇	五九・〇〇
同 三 月	五〇・七・〇	五二・八〇	一四一・〇〇	五〇・七・六	五三・〇四	七〇五	五九・二八
同 四 月	五〇・七・〇	五二・八〇	一四一・〇〇	五〇・七・六	五三・〇四	七〇五	五九・二八
同 五 月	五〇・七・〇	五二・八〇	一四一・〇〇	五〇・七・六	五三・〇四	七〇五	五九・二八
同 六 月	五〇・七・〇	五二・八〇	一四一・〇〇	五〇・七・六	五三・〇四	七〇五	五九・二八
同 七 月	五〇・七・〇	五二・八〇	一四一・〇〇	五〇・七・六	五三・〇四	七〇五	五九・二八
同 八 月	五〇・七・〇	五二・八〇	一四一・〇〇	五〇・七・六	五三・〇四	七〇五	五九・二八
同 九 月	五〇・七・〇	五二・八〇	一四一・〇〇	五〇・七・六	五三・〇四	七〇五	五九・二八
同 十 月	五〇・七・〇	五二・八〇	一四一・〇〇	五〇・七・六	五三・〇四	七〇五	五九・二八
同 十一 月	五〇・七・〇	五二・八〇	一四一・〇〇	五〇・七・六	五三・〇四	七〇五	五九・二八
同 十二 月	五〇・七・〇	五二・八〇	一四一・〇〇	五〇・七・六	五三・〇四	七〇五	五九・二八
同 一 月	五〇・七・〇	五二・八〇	一四一・〇〇	五〇・七・六	五三・〇四	七〇五	五九・二八
同 二 月	五〇・七・〇	五二・八〇	一四一・〇〇	五〇・七・六	五三・〇四	七〇五	五九・二八
同 三 月	五〇・七・〇	五二・八〇	一四一・〇〇	五〇・七・六	五三・〇四	七〇五	五九・二八
同 四 月	五〇・七・〇	五二・八〇	一四一・〇〇	五〇・七・六	五三・〇四	七〇五	五九・二八
同 五 月	五〇・七・〇	五二・八〇	一四一・〇〇	五〇・七・六	五三・〇四	七〇五	五九・二八
同 六 月	五〇・七・〇	五二・八〇	一四一・〇〇	五〇・七・六	五三・〇四	七〇五	五九・二八
同 七 月	五〇・七・〇	五二・八〇	一四一・〇〇	五〇・七・六	五三・〇四	七〇五	五九・二八
同 八 月	五〇・七・〇	五二・八〇	一四一・〇〇	五〇・七・六	五三・〇四	七〇五	五九・二八
同 九 月	五〇・七・〇	五二・八〇	一四一・〇〇	五〇・七・六	五三・〇四	七〇五	五九・二八
同 十 月	五〇・七・〇	五二・八〇	一四一・〇〇	五〇・七・六	五三・〇四	七〇五	五九・二八
同 十一 月	五〇・七・〇	五二・八〇	一四一・〇〇	五〇・七・六	五三・〇四	七〇五	五九・二八
同 十二 月	五〇・七・〇	五二・八〇	一四一・〇〇	五〇・七・六	五三・〇四	七〇五	五九・二八

年	月	日本	英國	法國	米	獨逸	
同	十一月	四〇・四六	一三三・〇〇	六二・五〇	四〇・一六	五五五	四三・六〇
同	十二月	四〇・四〇	一三七・〇〇	六二・五〇	四〇・七〇	五五〇	四四・八〇
昭	昭和六年一月	四〇・三六	一三六・〇〇	六二・五〇	四〇・三〇	五五〇	四三・二〇
同	二月	三九・八六	一三六・〇〇	六二・五〇	三九・八九	五五〇	四二・八〇
同	三月	三九・七六	一三六・〇〇	六二・五〇	三九・六六	五五〇	四二・六〇
同	四月	三九・七六	一三六・〇〇	六二・五〇	三九・六六	五五〇	四二・六〇
同	五月	三九・七六	一三六・〇〇	六二・五〇	三九・六六	五五〇	四二・六〇
同	六月	三九・七六	一三六・〇〇	六二・五〇	三九・六六	五五〇	四二・六〇
同	七月	三九・七六	一三六・〇〇	六二・五〇	三九・六六	五五〇	四二・六〇
同	八月	三九・七六	一三六・〇〇	六二・五〇	三九・六六	五五〇	四二・六〇
同	九月	三九・七六	一三六・〇〇	六二・五〇	三九・六六	五五〇	四二・六〇
同	十月	三九・七六	一三六・〇〇	六二・五〇	三九・六六	五五〇	四二・六〇
同	十一月	三九・七六	一三六・〇〇	六二・五〇	三九・六六	五五〇	四二・六〇
同	十二月	三九・七六	一三六・〇〇	六二・五〇	三九・六六	五五〇	四二・六〇
昭	昭和七年一月	三九・七六	一三六・〇〇	六二・五〇	三九・六六	五五〇	四二・六〇
同	二月	三九・七六	一三六・〇〇	六二・五〇	三九・六六	五五〇	四二・六〇
同	三月	三九・七六	一三六・〇〇	六二・五〇	三九・六六	五五〇	四二・六〇
同	四月	三九・七六	一三六・〇〇	六二・五〇	三九・六六	五五〇	四二・六〇

備考 邦貨換算は當該月の對外爲替相場に依る。

各國鋼板國內價格調

年	月	日本	英國	法國	米	獨逸	
同	五月	二〇・五〇	一五〇・〇〇	八二・九	二〇・三六	五三〇	六三・七二
同	六月	二〇・三六	一四〇・〇〇	八二・九	二〇・三六	五三〇	六三・九四
同	七月	二〇・三六	一四〇・〇〇	八二・九	二〇・三六	五三〇	六三・九四
同	八月	二〇・三六	一四〇・〇〇	八二・九	二〇・三六	五三〇	六三・九四
同	九月	二〇・三六	一四〇・〇〇	八二・九	二〇・三六	五三〇	六三・九四
同	十月	二〇・三六	一四〇・〇〇	八二・九	二〇・三六	五三〇	六三・九四
同	十一月	二〇・三六	一四〇・〇〇	八二・九	二〇・三六	五三〇	六三・九四
同	十二月	二〇・三六	一四〇・〇〇	八二・九	二〇・三六	五三〇	六三・九四
昭	昭和四年一月	一〇一・四〇	八二・三六	九〇・七	四二・六六	一五八・〇〇	八三・四
同	二月	一〇一・四〇	八二・三六	九〇・七	四二・六六	一五八・〇〇	八三・四
同	三月	一〇一・四〇	八二・三六	九〇・七	四二・六六	一五八・〇〇	八三・四
同	四月	一〇一・四〇	八二・三六	九〇・七	四二・六六	一五八・〇〇	八三・四
同	五月	一〇一・四〇	八二・三六	九〇・七	四二・六六	一五八・〇〇	八三・四
同	六月	一〇一・四〇	八二・三六	九〇・七	四二・六六	一五八・〇〇	八三・四
同	七月	一〇一・四〇	八二・三六	九〇・七	四二・六六	一五八・〇〇	八三・四
同	八月	一〇一・四〇	八二・三六	九〇・七	四二・六六	一五八・〇〇	八三・四
同	九月	一〇一・四〇	八二・三六	九〇・七	四二・六六	一五八・〇〇	八三・四
同	十月	一〇一・四〇	八二・三六	九〇・七	四二・六六	一五八・〇〇	八三・四
同	十一月	一〇一・四〇	八二・三六	九〇・七	四二・六六	一五八・〇〇	八三・四
同	十二月	一〇一・四〇	八二・三六	九〇・七	四二・六六	一五八・〇〇	八三・四

獨、佛鋼板輸出及國內價格比較表

年	月	獨逸		佛國	
		輸出價格	國內價格	輸出價格	國內價格
昭和四年一月	一月	磅(噸) 六、〇六〇	圓(噸) 六、〇七〇	磅(噸) 六、〇五六	圓(噸) 六、〇七九
同	二月	六、〇六〇	六、〇七〇	六、〇五六	六、〇七九
同	三月	六、〇六〇	六、〇七〇	六、〇五六	六、〇七九
同	四月	六、〇六〇	六、〇七〇	六、〇五六	六、〇七九
同	五月	六、〇六〇	六、〇七〇	六、〇五六	六、〇七九
昭和五年一月	一月	六、〇六〇	六、〇七〇	六、〇五六	六、〇七九
同	二月	六、〇六〇	六、〇七〇	六、〇五六	六、〇七九
同	三月	六、〇六〇	六、〇七〇	六、〇五六	六、〇七九
同	四月	六、〇六〇	六、〇七〇	六、〇五六	六、〇七九
同	五月	六、〇六〇	六、〇七〇	六、〇五六	六、〇七九
同	六月	六、〇六〇	六、〇七〇	六、〇五六	六、〇七九
同	七月	六、〇六〇	六、〇七〇	六、〇五六	六、〇七九
同	八月	六、〇六〇	六、〇七〇	六、〇五六	六、〇七九
同	九月	六、〇六〇	六、〇七〇	六、〇五六	六、〇七九
同	十月	六、〇六〇	六、〇七〇	六、〇五六	六、〇七九
同	十一月	六、〇六〇	六、〇七〇	六、〇五六	六、〇七九
同	十二月	六、〇六〇	六、〇七〇	六、〇五六	六、〇七九

備考 一、本價格は工場渡し價格とす、但し本邦鋼板價格は昭和五年九月迄は製鐵所先物値段、昭和五年十月以降は共販組合の販賣價格より、各年に於ける鋼材平均運賃を減じたるものとす。
二、邦貨換算は當該月の對外為替相場に依る。

同	六月	六、〇六九	六、〇九二	六、〇七〇	七、〇〇六	八、五五	七、〇六一
同	七月	六、〇七〇	六、〇九〇	六、〇七〇	七、〇〇七	八、五五	七、〇六一
同	八月	六、〇六九	六、〇九〇	六、〇六六	七、〇〇六	八、五五	七、〇六一
同	九月	六、〇三〇	六、〇五五	六、〇五〇	七、〇〇五	八、五五	七、〇六一
同	十月	六、〇三六	六、〇六一	六、〇五〇	七、〇〇五	八、五五	七、〇六一
同	十一月	六、〇四六	六、〇六一	六、〇五〇	七、〇〇五	八、五五	七、〇六一
同	十二月	六、〇五〇	六、〇六一	六、〇五〇	七、〇〇五	八、五五	七、〇六一
昭和五年一月	一月	六、〇四〇	六、〇六一	六、〇五〇	七、〇〇五	八、五五	七、〇六一
同	二月	六、〇七六	六、〇九一	六、〇六六	七、〇〇六	八、五五	七、〇六一
同	三月	六、〇八〇	六、〇九五	六、〇六六	七、〇〇六	八、五五	七、〇六一
同	四月	六、〇八〇	六、〇九五	六、〇六六	七、〇〇六	八、五五	七、〇六一
同	五月	六、〇八〇	六、〇九五	六、〇六六	七、〇〇六	八、五五	七、〇六一
同	六月	六、〇八〇	六、〇九五	六、〇六六	七、〇〇六	八、五五	七、〇六一
同	七月	六、〇三〇	六、〇五五	六、〇五〇	七、〇〇五	八、五五	七、〇六一
同	八月	五、一〇〇	五、〇二八	五、〇八三	六、〇〇三	七、〇〇三	七、〇六一
同	九月	五、〇七〇	五、〇〇〇	五、〇八三	六、〇〇三	七、〇〇三	七、〇六一
同	十月	四、一七六	四、〇〇〇	四、一七三	五、〇〇〇	六、〇〇〇	六、〇〇〇
同	十一月	四、一五〇	四、〇〇〇	四、一四〇	五、〇〇〇	六、〇〇〇	六、〇〇〇

同	十二月	四、六、〇	四七、二、六	一五、〇、〇〇	七、四、七	四、一、六、〇	四七、三、五	六、〇、〇	六、〇、〇
昭	和六年一月	四、六、九	四七、六、三	一四、七、〇〇	七、二、五	四、一、四、六	四六、五、三	六、〇、〇	六、〇、〇
同	二月	四、一、五、〇	四六、七、六	一四、七、〇〇	七、二、五	四、一、一、〇	四四、七、九	六、〇、〇	六、〇、〇
同	三月	四、一、〇、〇	四四、三、〇	一四、七、〇〇	七、二、五	四、〇、七、九	四三、一、九	五、五、九、五	五、五、九、五
同	四月	四、一、〇、〇	四四、七、九	一四、七、〇〇	七、二、五	四、〇、六、〇	四二、三、三	五、五、七、一	五、五、七、一
同	五月	四、一、〇、三	四四、四、三	一四、七、〇〇	七、一、五、五	四、〇、四、六	四一、五、九	五、五、八、六	五、五、八、六
同	六月	四、一、〇、一、六	四〇、六、七	一四、七、〇〇	七、一、三、五	四、〇、一、〇	四〇、九、三	五、六、〇、〇	五、六、〇、〇
同	七月	四、一、〇、〇	四〇、四、二	一四、七、〇〇	七、〇、七、〇	四、〇、〇、〇	三九、九、三	五、六、〇、七	五、六、〇、七
同	八月	四、〇、一、〇	三九、八、七	一四、七、〇〇	七、〇、五、六	三、一、八、六	三八、六、四	五、六、〇、七	五、六、〇、七
同	九月	三、一、七、〇	三五、九、六	一四、七、〇〇	七、〇、五、五	三、一、五、六	三五、二、五	五、六、〇、七	五、六、〇、七
同	十月	三、一、三、〇	二六、八、二	一四、七、〇〇	七、〇、五、三	三、一、三、〇	二九、三、三	五、六、〇、六	五、六、〇、六
同	十一月	三、一、三、〇	二七、六、一	一五、〇、五〇	七、五、〇、六	三、一、一、六	二七、四、二	五、三、五、三	五、三、五、三
同	十二月	三、一、一、〇	二四、〇、一	一五、〇、五〇	七、五、〇、六	三、一、〇、六	二二、八、五	五、三、〇、九	五、三、〇、九
昭	和七年一月	三、〇、五、〇	四三、六、五	一三、三、〇〇	八、七、八、三	三、〇、五、〇	四三、六、五	六、五、〇	六、五、〇
同	二月	三、〇、四、〇	四四、一、八	一三、三、〇〇	八、九、七、三	三、〇、二、六	四三、二、四	六、五、〇	六、五、〇
同	三月	三、〇、四、〇	四七、八、五	一三、三、〇〇	九、六、九、六	二、一、八、六	四三、七、四	六、五、〇	六、五、〇
同	四月	三、〇、〇、〇	四四、一、八	一三、三、〇〇	九、五、五、一	二、一、五、六	四〇、八、六	六、五、〇	六、五、〇
同	五月	三、〇、〇、〇	四四、三、六	一三、三、五〇	九、五、八、七	二、一、四、六	四〇、三、九	六、五、〇	六、五、〇

同	六月	二、一、四、〇	四三、六	一三、七、〇〇	九、六、三〇	二、一、三、〇	四一、三、六	六、五、〇	八、一、〇
同	七月	二、一、四、〇	四六、八、七	一三、七、〇〇	一〇、七、八、四	二、一、二、六	四五、五、六	六、五、〇	九、一、六
同	八月	二、一、三、〇	四九、九、九	一三、七、〇〇	一六、六、九	二、一、一、〇	四八、八、五	六、五、〇	九、七、四
同	九月	二、一、七、六	六〇、〇	一三、七、〇〇	二九、八、七	二、一、五、〇	五七、四、九	六、五、〇	一〇、八、五
同	十月	三、〇、〇、〇	六七、七	一三、七、〇〇	二七、八、一	三、〇、一、六	六三、二、七	六、五、〇	一〇、八、六
同	十一月	三、〇、五、〇	七六、三	一三、七、〇〇	一四、五、五、二	三、〇、四、六	七五、五、五	六、五、〇	一三、二、一
同	十二月	三、〇、五、〇	七六、〇、一	一三、七、〇〇	一四、九、五、六	三、〇、五、〇	七六、〇、一	六、五、〇	一三、二、七

製鐵所創設以來ノ投資額

備考 邦貨換算は當該月の對外爲替に依る。

創 立 ノ 爲 擴 張 ノ 爲 補 充 ノ 爲 製 鐵 所 特 別 會 計 法 爲 改 良 及 補 充 ノ 爲
 一 般 會 計 ヲ リ 支 出 一 般 會 計 ヲ リ 支 出 時 代 製 鐵 所 特 別 會 計 ヲ リ 支 出 同 上 計

明治二十九年	一五、七、五元	同	三十四年	六、一七、〇九七
同 三十年	七〇、三三四	同	同	三九六、一九
同 三十一年	一、七四七、五七三	同	同	七九
同 三十二年	三、〇一、〇〇八	同	同	七九
同 三十三年	七、二六、一九八	同	同	七九
同 三十四年	六、一七、〇九七	同	同	七九

同三十五年	九八五、四六六	二〇五、三五五	一、一九〇、八八一
同三十六年	八七三、三七〇	一五五、二五四	一、〇七三、六三四
同三十七年	一、八六六、四六八	三三八、六八一	二、一九五、一四九
同三十八年	三、四八八、三六六	六三二、三三五	四、一九六、六五一
同三十九年	四、三三三、二六四	七四三、三三八	四、九六八、五九二
同四十年	四、七三九、五四七	八三三、一七九	五、五五三、七六六
同四十一年	四、四〇七、〇七三	四五〇、五九六	四、八五七、六六九
同四十二年	一、四七〇、一三三	五五三、一〇〇	二、〇三三、二二三
同四十三年	二五五、四三八	四二九、八四四	六六五、二七二
同四十四年		一、二一九、〇七四	一、五四〇、七三八
大正元年	六五七、五四八	一、八二七、三五四	二、四七四、九四二
同二年	五、三三六、四四一	一、〇二五、四六五	六、三四一、九〇六
同三年	二、五八三、九五五	一、〇八四、九八一	三、六六八、九七六
同四年	一、五〇四、七四七	一、四九四、四七〇	二、九六四、二七
同五年	四、三三九、〇七	二、九三三、六〇九	七、二七一、八二六
同六年	九、八〇〇、八五	一、九四八、八三七	二、八二九、六五二
同七年	一〇、九三六、六〇九	四、九七四、〇五四	一五、九一〇、六六三
同八年	一一、三三三、〇四四	九、五三三、一四八	一〇、九四三、一九二

同九年	一〇、五五六、三七七	六、六九〇、六二二	一七、二〇六、九三八
同十年	一〇、四三六、三三七	四、〇九三、一八三	一四、五九一、四三〇
同十一年	五、八五四、四五四	四、八〇〇、一七六	一〇、六五四、六三〇
同十二年	三、九二二、二七五	三、八九五、五〇七	七、二六六、七八二
同十三年	二、七三二、四四五	五、八九九、七六四	八、五五一、二〇九
同十四年	一、二九〇、二六	六、四五五、四六七	七、七四五、五九三
昭和元年	一、七三三、六五五	五、〇二八、四七六	六、七五二、四一
同二年		七四三、一七七	六、六三三、九七六
同三年	四八九、一六六	一、二五六、七〇	三、四六三、八四九
同四年		一、六九六、一〇九	一四、三九九、三六
同五年		二四七、一〇〇	八、六〇五、九八五
同六年		四、七六八、七二六	四、七六八、七二六
通計	四一、三三五、六三三	三、九四四、〇九六	二、三九〇、〇〇一、七三

備考 創立の爲一般會計より支出したる金額中には左記の支出を含む。

据置運轉資本支出金 四、五〇〇、〇〇〇圓

支出年度割	明治三十二年度	一〇〇、〇〇〇圓
同	同三十三年度	一、九〇〇、〇〇〇圓
同	同三十四年度	二、五〇〇、〇〇〇圓

製鐵所作業開始以來ノ作業損益表

年	度	利	益	損	失	差引利益超過
明治	三十二年		二二九 _円			
同	三十三年			二三、六七九		
同	三十四年			一、二六七、二五三		
同	三十五年			一、三四九、七七九		
同	三十六年			九八九、一八五		
同	三十七年			九九〇、一七五		
同	三十八年			九六三、一九四		
同	三十九年			一、六九七、五二二		
同	四十年			一、六九四、二四七		
同	四十一年			一、二八〇、六八三		
同	四十二年			八八〇、九六三		
同	四十三年					
同	四十四年					
大正	元年					
同	四年		五二、〇〇三			
同	四年		一、五四六、二八六			
同	四年		四、八三八、七六四			
同	二年		四、四〇四、八六〇			
同	三年		六、二五四、五五〇			

年	度	利	益	損	失	差引利益超過
同	四年					
同	五年					
同	六年					
同	七年					
同	八年					
同	九年					
同	十年					
同	十一年					
同	十二年					
同	十三年					
同	十四年					
昭和	元年					
同	二年					
同	三年					
同	四年					
同	五年					
同	六年					
同	七年					
同	八年					
同	九年					
同	十年					
同	十一年					
同	十二年					
同	十三年					
同	十四年					
昭和	二年					
同	三年					
同	四年					
同	五年					
同	六年					
同	七年					
同	八年					
同	九年					
同	十年					
同	十一年					
同	十二年					
同	十三年					
同	十四年					
同	十五年					
同	十六年					
同	十七年					
同	十八年					
同	十九年					
同	二十年					
同	二十一年					
同	二十二年					
同	二十三年					
同	二十四年					
同	二十五年					
同	二十六年					
同	二十七年					
同	二十八年					
同	二十九年					
同	三十年					
同	三十一年					
同	三十二年					
同	三十三年					
同	三十四年					
同	三十五年					
同	三十六年					
同	三十七年					
同	三十八年					
同	三十九年					
同	四十年					
同	四十一年					
同	四十二年					
同	四十三年					
同	四十四年					
同	四十五年					
同	四十六年					
同	四十七年					
同	四十八年					
同	四十九年					
同	五十年					
同	五十一年					
同	五十二年					
同	五十三年					
同	五十四年					
同	五十五年					
同	五十六年					
同	五十七年					
同	五十八年					
同	五十九年					
同	六十年					
同	六十一年					
同	六十二年					
同	六十三年					
同	六十四年					
同	六十五年					
同	六十六年					
同	六十七年					
同	六十八年					
同	六十九年					
同	七十年					
同	七十一年					
同	七十二年					
同	七十三年					
同	七十四年					
同	七十五年					
同	七十六年					
同	七十七年					
同	七十八年					
同	七十九年					
同	八十年					
同	八十一年					
同	八十二年					
同	八十三年					
同	八十四年					
同	八十五年					
同	八十六年					
同	八十七年					
同	八十八年					
同	八十九年					
同	九十年					
同	九十一年					
同	九十二年					
同	九十三年					
同	九十四年					
同	九十五年					
同	九十六年					
同	九十七年					
同	九十八年					
同	九十九年					
同	一百年					

同	六	年	二、〇五九、二〇五	八四
以	上	製鐵所特別會計法適用時代	三〇、二三〇、二四七	一九、一九三、五五九
通	計	總	二〇四、五八九、一〇一	二二、一七三、三五八
備	考	製鐵所特別會計法適用時代に於ける利益又は損失は、用品作業兩勘定より資本勘定へ繰入れたる金額を掲ぐ。	一八二、四一五、七四三	

英國鐵鋼業（一九二九年）

在英大使館商務參事官 松山晋二郎

目次

(一)	鐵鋼業の世界的大勢	
(二)	英國鐵鋼業の現狀	
(三)	英國鐵鋼品と海外貿易	
(四)	英國鐵鋼業の不振と其打開策	
(イ)	地方減稅計畫の實施	
(ロ)	鐵鋼業調査委員會の設置	
(ハ)	鐵屑調査委員會の設置	
(ニ)	英國鐵鋼製造業者協會の設置	
(ホ)	英國鐵鋼輸出協會の設立	
(ヘ)	英國鐵鋼會社の合同及合理化運動の現狀	
(五)	英國鐵鋼業の將來	

(一) 鐵鋼業の世界的、大勢、

鐵鋼業は近代産業の基礎として重要な地位を占め、其の發達の程度は以て一國産業の隆替をとす

るに足ると迄稱せられて居る、今過去に於ける世界鐵鋼業の發達を概観すれば、一八一〇年より一九一〇年に至る一世紀間に於ける鋼鐵產額増進の割合は十年毎に約六割づつ増加せる勘定である、此増加率は銑鐵生産額の増加を目安として計算されたものである、是れ銑鐵は鋼鐵製造の主要材料であつて其の生産數量の増進は旋がて鋼鐵其の者の進歩發達せる程度を的確に標示しつゝあるが爲めである、然るに戰爭以來は鋼屑の使用が著しく増加したる結果、鋼鐵產額は銑鐵消費額以上の増加を示すに至り、竟に銑鐵消費額を基礎とする測定法は其の實用的價値を失ふに至り、従つて戰爭以後に於ては鋼鐵產額其の者を以て計算するの外に途なき事となつたのである。

右の如く鋼屑が鋼鐵原料として使用せらるゝに至つたのは全く大戰中武器製造に關し汎ゆる廢物を利用する研究が著しく進歩したる結果であつて、戰前鋼屑の使用量は約三割に過ぎざりしが、戰後不用となれる兵器其の他を利用するに至り、其使用量は激増して五割を算するに至つたのである。斯の如く鋼屑の使用増進に伴ひ之れが供給は次第に斯業に於ける重要問題となり、一九二九年六月英國政府に於ては特に鐵屑調査委員會の設置を見るに至つたのである。

現在の世界製鋼能力は戰時中著しく擴張せられたる爲め、其の供給力が寧ろ需要以上に超過して居るとは往々世に傳へらるゝ説であるが、併し他面に於て戰爭が鐵鋼の一般的需要増進を阻止しつゝあるつた事も亦明かであつて、若し戰爭無かりしものと假定すれば現在の需要力はもつと増進を示して居るべき筈である。今曩に示したる戰前銑鐵產額増加率十年に付六割を標準として一九二九年の銑鐵需要額を推算すれば約一億六千萬噸となるのである、而るに同年の實際生産額は次表に示す通り僅かに九千七百萬噸、其生産能力すら一億千五百萬噸に過ぎないのであるから、假令製鋼用として鋼屑使用率の増加を見込むとするも銑鐵需要の將來には尙増進の餘地が充分にあると認めらるゝのである、従て世界鋼鐵產額は一九二九年の產額以上將來尙充分發展増進すべき可能性があると認めらるゝのである、然るに英國鐵鋼業が現に甚しき不振沈滞を續けつゝある所を見ると、之れは決して單なる需要減退に基くものに非ずして、寧ろ同國戰後經濟界の變調等外的經濟事情に影響せられつゝあるが爲めなりと思考せらるゝのである。

左表は一九一三年、一九二八年及び一九二九年に於ける銑鐵及び鋼鐵の世界產額並に主要生産國別數量の比較を示す。

銑鐵及び鋼鐵世界生産額比較

種別	國	一九一三年 生産額 百萬噸	一九二八年 生産額 百萬噸	一九二九年 生産額 百萬噸	一九二九年ニ對スル増減 一九一三年	一九二八年
英	國	一〇、二六	六、六一	七、五七	(一) 二七%	(+) 一五%

塊 鋼 及 鑄 鋼										鐵				銑				
英 國	獨 逸	佛 國	白 耳 義	ル ク セ ン プ ル ヒ	サ ソ ー ル	西 歐 計	米 國	其 他 諸 國	總 計	獨 逸	佛 國	白 耳 義	ル ク セ ン プ ル ヒ	サ ソ ー ル	西 歐 計	米 國	其 他 諸 國	總 計
七、六六	一一、九九	六、八六	二、四三	一、三一	二、〇五	三三、三〇	三一、三〇	一一、五五	七七、九〇	一〇、七三	八、九三	二、四五	二、五一	一、三五	三六、二三	三〇、九七	一〇、七〇	七七、九〇
八、五二	一四、二九	九、三五	三、八七	二、五三	二、〇四	四〇、六〇	五一、五四	一五、八四	八六、九四	一一、六二	九、八二	三、八四	二、七三	一、九一	三六、五三	三八、一六	一二、二五	八六、九四
九、六五	一六、二五	九、五〇	四、〇五	二、六五	二、一五	四四、二五	五七、〇〇	一七、七五	九七、〇〇	一三、一〇	一〇、三〇	四、〇〇	二、八三	二、一〇	三九、九〇	四三、五二	一四、一〇	九七、〇〇
(+)	(+)	(+)	(+)	(+)	(+)	(+)	(+)	(+)	(+)	(+)	(+)	(+)	(+)	(+)	(+)	(+)	(+)	(+)
二六	一三	八	九	九	九	三七	八七	五一	二五	一〇	二五	八	八	一〇	一〇	一三	一五	一一、五

總 計 七五、一五 一〇七、九八 一一九、〇〇 (+) 六〇 (+) 一〇

右表に於て示さるゝ如く主要鋼鐵生産國中にて一九一三年以來最も顯著なる進歩發展をなせるものは米國であつて一九二九年に於て銑鐵四割一分、鋼鐵八割七分の増加を示して居る、歐洲諸國中にては獨逸の發展最も顯著であつて未だベルサイユ條約に依り喪失せる所を回復する迄には至らないが、一九二九年の生産額を以て一九一三年（戦争により喪失せる地域の産額を除く）に比するときは銑鐵二割二分、鋼鐵三割五分の増産率を示して居る、佛國は前記條約に基きアルサス及びローレンを領有したのであるが、夫等新領地の産額を合せて一九二九年及び一九一三年を比較すると銑鐵一割五分、鋼鐵三割八分の増加である、然るに英國は之れに反し、銑鐵に於て二割七分、鋼鐵に於て二割六分の減退を示して居る。

次に主要鋼産國に於ける一九一三年、一九二七年、一九二八年及び一九二九年の鋼鐵輸入額を見るに左の通りである。

主要鋼産國の鋼鐵輸入額比較

輸 入 國	一九一三年	一九二七年	一九二八年	一九二九年
英 國	二、二三一 <small>千噸</small>	四、四〇六 <small>千噸</small>	二、八九六 <small>千噸</small>	二、七六〇 <small>千噸</small>

獨逸	三〇〇	二、二三三	二、〇二〇	一、四七〇
佛國	一六九	一二六	一三八	二三〇
白耳義及 ルクセンブルヒ	八七五	六四〇	八七四	一、〇〇〇
米國	二五三	六九〇	六八九	六八〇

※「ルクセンブルヒ」一九一三年分は獨逸に合算せり。

英國は自由貿易國であるから一九二九年其輸入額は略々獨逸の二倍を占め第一位に居り、獨逸は第二位に居る、此獨逸輸入額の大部分は佛國及び「ルクセンブルヒ」よりの輸入に係るものである、之れは先年成立せる國際製鋼「カルテル」に依り夫等諸國との間に存在する約定があつて獨逸は自國內に於ける一ヶ年消費總額の六分五厘に相當する數額を夫等諸國より購入するの義務を負ふて居るのである。更に輸出額の比較を見れば。

主要鋼産國の鋼鐵輸出額比較

輸出國	一九一三年	一九二七年	一九二八年	一九二九年 (概算)
英 國	四、九六九	四、二〇〇	四、二六一	四、四〇〇
獨逸	六、二〇八	四、二三〇	四、六四六	五、四〇〇
佛 國	六一九	五、六〇三	四、九六八	四、二五〇

白耳義及 ルクセンブルヒ	一、五五〇	四、六〇七	四、四六三	四、四〇〇
米 國	二、九〇八	一、九四三	二、三四八	二、五〇〇

※「ルクセンブルヒ」一九一三年分は獨逸に合算せり。

輸出國として英國は最近まで其の首位を占めて居たのであるが、此處數年來は獨逸が第一位を領するに至り、一九二九年に於ける其の輸出額は英國を凌駕する事百萬噸以上に及んで居る。佛國は同年に於て一九一三年輸出額の七倍となり、殆ど英國と比肩するの地位に達して居る。「ルクセンブルヒ」は戦前獨逸に屬し戦後は白耳義と合算せられて居るから白耳義と共に其の計數上の比較は不可能である、米國は其生産能力の顯著なる増進ありしにも拘らず、其の輸出額は却て減退を示し一九二九年に於ては一九一三年以下に低下して居る。

之れを要するに世界に於ける銑鐵生産額は大戰當時及び戦後一般經濟界不況の影響を受け、其増進率は未だ戦前に及ばざる事遠しと雖、一般經濟界の復興に伴ひ徐々に其増進率の向上を示しつゝあるは最近數年間に於ける其の産額が戦争直前に比し幾分の増進を示しつゝある事實に依りて之れを認むる事が出来るのであつて、各國何れも其生産額を増加しつゝあるは勿論、輸出(米國は例外とし)に於ても將又輸入に於ても斯業振興の迹顯著なるものがある、此間唯一英國のみは夫等凡ての方面に亘つ

て他の諸國と比較し更に進展の迹を認め得ざるのみならず却て減退の實を示しつつあるのであつて、英國斯業の不振はやがて其の一般經濟界の復興が他の諸國に比し寧ろ遲滞しつつある事を暗示して居るものと認めて可いのである。

以上説示せる如く世界鐵鋼業の大勢より見れば、英國斯業の現状は他の生産諸國に比し一籌を輸するの觀あるも、英國が斯業に於て多年維持しつつありし其の優越なる地位は尙未だ全く喪はれたる譯では無いから、英國に於ける一般産業政策の見地より斯業振興の方法にして適當に講せらるゝ曉には他の生産諸國に對して競争馳驅再び昔日の地位を回復する事は必ずしも難事に非ずとは英國當業者等の確信しつつある所である。

(二) 英國鐵鋼業の現状、

一九二九年の英國鐵鋼産額は總額九百六十五萬四千六百噸、近年稀れなる好況であつて一時は戰時需要の爲め最高記録を示したる一九一七年の壘を摩せんとするの形勢を示したのであるが、最終十二月の産額が「クリスマス」休日其の他の理由より著減したる爲め最高記録點を下る事六萬噸を以て同年を終つたのである、銑鐵産額も此鋼鐵増産の大勢に伴ひて増進し總額七百五十七萬九千五百噸、一九二〇年を除けば戦後に於ける最高産額である、併し之れを戦前乃ち一九一三年に比較すれば其間減差

尙著しきものがある。

左表は一九一三年、一九二七年、一九二八年及び一九二九年に於ける英國銑鐵、鋼鐵月別平均産額其他を示す。

英國銑鐵及び鋼鐵月別平均産額其他比較

年	月	熔鐵爐 作業數	海外貿易局物價指數		銑鐵 塊鋼及鑄鋼	生産額	輸入	輸出
			銑鐵	一般商品				
一九一三年	毎月平均	三三六	100.0	100.0	八五五、〇千噸	六三八、六千噸	一八五、九千噸	四一四、一十噸
一九二七年	毎月平均	二六八	110.0	114.4	六〇七、七	七五八、一	六七、二	三五〇、〇
一九二八年	毎月平均	一四三	111.3	120.3	五五〇、九	七1〇、四	二四1、三	三五五、一
一九二九年	毎月平均	一九九	114.1	115.5	六三三、六	八〇四、六	三三四、七	三六四、九
一九二九年	一月	一九九	113.5	116.3	五三三、九	七六四、六	二四四、三	四三二、二
同	二月	一四〇	113.6	116.4	五九六、六	七四四、九	二〇〇、〇	三八〇、一
同	三月	一四五	113.0	120.1	五九〇、五	八五九、九	一八1、1	三五〇、1
同	四月	一五三	113.9	116.8	六二一、三	八〇八、六	二六二、九	三三九、八
同	五月	一九九	114.5	115.8	六四四、八	八四三、八	二五七、三	四四二、八
同	六月	二六五	114.7	115.6	六五七、八	八三〇、九	三三四、二	三〇六、八
同	七月	二六七	114.7	117.4	六七1、九	八四四、八	三三七、二	三七五、八

同	八月	一七〇	二四九	一三五、八	六八、〇	七五、三	二五、二	三六、二
同	九月	一六六	二四七	一三五、八	六四、六	八四、九	三九、一	二九、五
同	十月	一六六	二五三	一六一、一	六八、七	八八、八	二四、五	三〇、四
同	十一月	一六三	二四九	一四〇、〇	六三、四	八二、〇	二五、四	三〇、七
同	十二月	一六三	二四七	一三五、五	六四、〇	六二、二	二五、四	三三、〇

右表に示せる通り熔鑛爐作業数は一九二九年一月の一三九より漸次増加して、八月末には一七〇まで上進したのであるが、其の後再び漸減して十二月末には一六二に低下したのである、同年中の最高生産額は銑鐵及び鋼鐵共に十月であつて前者六十八萬八千七百噸、後者八十八萬九千八百噸である、輸入は總年額二百八十一萬六千六百噸、前年に比し八萬噸の減少である、反之、輸出は四百三十七萬九千四百噸、戦前の一九一三年に比すれば約五十萬噸の下位に在るが、實に戦争以來の最高記録を作つて居るのである。

一九二九年の鋼鐵生産額は其の進展の迹右の如く歴然たるものあるに拘らず、主要製鋼會社の株式は前年に比し寧ろ低落を示して居る、左の如し。

主要製鋼會社普通株相場比較

社名	一九二八年十二月	一九二九年十二月
Dorman Long	志片 一一、六	志片 七、六

Bolekov Vaughan	七、三	四、九
Ebhw Vale	三、三	一、〇
Richard Thomas	四、六	二、六
Baldwins	五、三	三、〇
Hadfields	一七、六	九、四

右の如く此等著名なる製鋼會社の株式が前年に比し其市價を失墜するに至れるは、生産乃至輸出の増進ありしに拘らず事實其營業成績不良にして収益能力が減退して居るから、投資物としては却て其の價値を低下し居れるに因るものであるは勿論であつて、假令銑鐵百萬噸、鋼鐵百十三萬五千噸の増加ありしとするも、其の生産費が機械償却費を控除して相當利潤を餘す程度に達し得ざる限り其の業績は決して堅實なりと云ふ事は出来ないのである。されば一九二九年に於ける各製鋼會社株の低落を見るに至れるは其の經營内容の不良を説明するものと云ふべきである、事實同年中製鋼原料は其の奔騰著しく販賣價格も次第に昂進したとは云ふもの、原料の騰貴は殆ど其の追隨を許さざる迄に急激なる昂騰を示したのである、茲に同年製鋼業不成績の一因があるのである、例へば英國北東沿岸製鋼地方は全英國銑鐵生産額の三割を占めつゝあるが、同年中同地方の銑鐵價格は一噸に付約六片の値上りであつた、然るに銑鐵一噸の製造には鐵鑛熔解に約二十四「ハンドレット」の「コークス」を必

要とするが其の「コークス」は同年中一噸に付約六志六片の値上りであつた、若し此「コークス」の増差を的確に銑鐵生産費に割當てれば一噸當約八片の値上を相當とするのである、然るに銑鐵の値上は僅々六片であつたから結局一噸に付二片の収益減少を來して居る、其の他原鑛の時價昂騰も亦社業不良の一因となつて居る事は勿論である。

「コークス」業の製鋼業に及ぼせる悪影響は單り價格の上騰に止まらず、銑鐵業が殆ど其全能力に近き程度の作業をなしつゝあるに際し「コークス」の供給力が不充分であつたが爲め、其の製造力が著しく制限せらるゝに至つた事である、之れは先年來銑鐵業不振の結果「コークス」業の縮少乃至廢止せるもの多數に上り新規需要の勃興に方り急速に之れが復活をなす事不可能であつた爲めである。

以上の如く各製鋼會社は其繁忙を續けつゝありしに拘らず營業成績は却て不良の結果を來して居るのであつて、生産増進の顯著なるものあるに關せず事實は英國斯業の根本的復興を示すものにあらず單に一時的間接的影響によるものと認むべき點が尠ならず潜在するのである、再言すれば同年中生産増加即ち需要増進を見たるは、國內的には保守黨政府計畫の地方減稅實施に依り國產製鋼使用者に對し其の鋼價を低廉ならしめ需要を促進せしめたるもの其の主たる原因と認むべく、尙夫れ以上主要なる國外的理由としては歐大陸に於ける鋼鐵需要激増せる結果、同方面の製鋼品の英國輸入増進の趨

勢を阻止したる事である、併し其の後大陸方面の製鋼業は益々擴張發展を示しつゝあるに反し需要は漸次減退の様相であるから、早晚夫等過剰品が英國品に對し再び競争を開始するに至るは必然なりとし、英國斯業の將來に對し憂慮する當業者も尠くないのである、斯業が一九二九年の好況に面して尙且不振沈滞を啣ちつゝあるは其眞因實に茲に在りと思考せらるゝのである。

抑も英國斯業が歐大陸の夫れと對抗競争するに方り最も重要なるは勞銀の問題であつて、彼是相互の間には現に著しき差等があるのである。今一九二九年に於ける各國の勞銀を比較して見ると英國一〇〇に對し獨逸七五、佛國五〇、白耳義及び「ルクセンブルヒ」四五の割合である、英國が斯かる高率の勞銀を以て歐大陸産鋼諸國と競争する事は中々容易の事ではなく、特に英國は自由貿易國であるから、夫等勞銀従つて生産費の低廉なる大陸品の輸入壓迫に對抗せんとせば、勞銀以外の生産費に於て之れを補償するに足る程度の低廉を實施するの外無いのである、是れ最近一二年間斯業者間に合理化問題が論せられ、合同提携が策せらるゝに至つた理由であつて既に實現せられたるものも尠くないのである(後章参照)。

兎に角英國主要産業の一たる鐵鋼業をして斯かる不振且危殆なる情勢の下に放置する事は國策上看過し得ざる所であるから、先年保守黨内閣當時斯業の不振對策、失業者救濟の見地より保護課稅說漸く

識者の間に昂まり、當時の政府も亦暗に其の必要を認むるが如き態度を示しつゝあつたのであるが、一九二九年五月労働黨の組閣を見るに至り、其の自由貿易主義の見地より保護税の新設計畫は一切之れを廢棄するに至れる結果、鐵鋼課税問題は遂に其儘暗に葬られて了つたのである、併しながら斯業の沈滞不振は一個明白の事實である以上、何等か之れが對策を講ずるの必要あるは勿論であるから労働黨政府も其の組閣後間もなく行政審議會 (Committee of Civil Research) 中の一分科會として鐵鋼業に關する調査委員會を設定し「ロード、サンキー」を委員長とし現に斯業の實狀並に其の對策に關し調査攻究を重ねつゝあるが、同委員會の諮問に對し當業者等の開陳せる意見に依れば「鐵鋼業が現在の如く不振沈滞の窮狀に陥れるは單に英國内斯業の需給關係に原因するものに非ずして寧ろ外國品が勞銀の低廉、政府の補助等を武器とし英國市場に進入競争をなすに基くものが多いのである、されば之れに對する適當の保護對策にして講ぜられざる限り斯業は今後益々其生産力を制限し、失業者を續出するの外ないのである、一九二九年に於ける鐵鋼値段の指數は戰前に比し僅かに一四、二の増加であるが、一般商品の指數は三六、五の騰貴であるから、(既掲比較表参照) 鐵鋼時價が方外に高價であると云ふ理由はないのである、尙現に當業者等は燃料節約、技術的進歩等に依り益々其の生産費の低下に努力しつゝあるのである」云々と云つて居る、調査委員會が果して如何なる解決案に到達し得るやは茲に明

言し得ざるも、現労働黨内閣の存續する限り保護關稅設定の如きは全然問題となり得ざるものと思考せらるゝのである。

最後に最近三ヶ年に於ける英國鐵鋼及び其の製品價格の變動を示せば左の通。

英國鐵鋼及び同製品最高最低相場三ヶ年比較

品名	一九二九年		一九二八年		一九二七年	
	低	高	低	高	低	高
Dig-Iron						
No. 3.G. M. B. Middlesbrough	七三、六 <small>片</small>	六六、六 <small>片</small>	六六、六 <small>片</small>	六五、〇 <small>片</small>	八五、五 <small>片</small>	八五、六 <small>片</small>
Scottish Foundry No. 3.	七八、〇	七一、〇	七〇、六	七一、〇	九五、〇	七一、〇
Hematite Mixed Nos. East Coast	七九、〇	七一、〇	七一、〇	六八、〇	九〇、〇	七一、〇
Manufactured Iron and Steel.						
Marked Iron Bars, S. Staffs.	一二、一〇〇	一二、一〇〇	一二、一〇〇	一二、一〇〇	一四、一〇〇	一三、〇〇〇
Common Iron Bars, Leveleland.	一〇、一五〇	一〇、一五〇	一〇、一五〇	一〇、一五〇	一二、〇〇〇	一二、〇〇〇
Steel Ship Plate, 3/4 in. Middlesbrough	九、〇〇〇	八、〇〇〇	八、一〇〇	八、二〇〇	八、一〇〇	八、〇〇〇

Steel Ship Angles, Middlesbrough.	低高	七、〇七、六	七、一七、六	七、一七、六	八、〇二、六
Steel Ship Plates, Glasgow.	低高	八、〇七、六	八、〇七、六	八、〇七、六	八、〇七、六
Steel Ship Angles, Glasgow	低高	七、〇七、六	七、一七、六	七、一七、六	七、一七、六
Steel Boiler Plates, Middlesbrough	低高	一〇、一〇、〇	一〇、一〇、〇	一〇、一〇、〇	一〇、一〇、〇
Steel Boiler Plates, Glasgow	低高	一〇、一〇、〇	一〇、一〇、〇	一〇、一〇、〇	一〇、一〇、〇
Steel Girders, Middlesbrough	低高	七、一〇、〇	七、一〇、〇	七、一〇、〇	七、一〇、〇
Steel Rails, Middlesbrough	低高	八、一〇、〇	八、一〇、〇	八、一〇、〇	八、一〇、〇
Tir Plates, I. C. Coles, S. Wales.	低高	〇、一八、三	〇、一八、九	〇、一七、九	〇、一七、四

三) 英國鐵鋼品と海外貿易

英國鐵鋼業振興に關する當面の對策としては國內市場を外國輸入品の進入競争より防護確保する事の喫緊なるは勿論であるが、同時に海外輸出方面の擴張發展を講ずるに非ざれば他鋼産諸國に對し到底過去の優越なる世界的地位を保持する事は不可能である。併し此點に關し英國品は特殊有利の地位に立ちつゝあるのである、何となれば英國鐵鋼品輸出の大半は英帝國内を仕向地として居り、夫等各

帝國内に於て英國品は特惠稅率の適用を得る關係上、大陸諸國に比し生産費の割高なるに拘らず尙且夫等市場に角逐して競争を試むるの餘地があるのである、反之、英本國內に於ては曩に述べたる如く全然關稅率の設定なきを以て大陸品は其の價格低廉を利用し蕩々として英國内に侵入し來り、一九二九年の如き大陸方面に於ける價格上騰が相當顯著なるものあるに拘らず、其輸入總額は二百八十一萬六千六百噸に達し、一九二八年に比すれば多少の減退を示せりと雖も、尙之れを一九一三年に比較し五十八萬五千噸二割六分の増加にして之れを月別に觀察すれば、輸入額は月を追ふて漸増の形勢を示しつゝあるは左表に示すが如し、此内、二、三月に於て著減せるは當時大陸に於ける寒氣酷烈を極め輸送上に障害を來せるに因るものである。

英國鐵鋼輸出入數量比較

年 月	輸 入	輸 出	輸出超過
一九一三年月別平均	一八五、九千噸	四一四、一千噸	二二八、二千噸
一九二八年月別平均	二四一、三	三五五、一	一一三、八
一九二九年月別平均	二三四、七	三六四、九	一三〇、二
一九二九年 一月	二四四、三	四二一、二	一七六、九
同 二月	一六〇、〇	三八〇、一	二二〇、一

同	三月	一八二、一	三五〇、一	一六八、〇
同	四月	二六一、九	三三九、八	七七、九
同	五月	二五七、三	四四二、八	一八五、五
同	六月	二三四、二	三〇六、八	七二、六
同	七月	二三七、二	三七五、八	一三八、六
同	八月	二五五、二	三五八、二	一〇三、〇
同	九月	二二九、一	二九九、五	七〇、四
同	十月	二四八、五	三九〇、四	一四一、九
同	十一月	二五〇、四	三八二、七	一三二、三
同	十二月	二五六、四	三三二、〇	七五、六
年計		二、八一六、六	四、三七九、四	一、五六二、八

右表の示せる通り一九二九年の輸入數額は前年に比すれば幾分減退を示して居るとは云ふものゝ其の内容に立入つて種別的に檢べて見ると、却て増加せるものも尠なからずあるのである、特に増加の顯著なるものは左表諸品である。

銑	鐵	九三、七〇〇噸ヨリ一六、八〇〇噸ニ増
スチール、パイプ		三二九、二〇〇噸ヨリ三七七、六五八噸ニ増
その他		

フープ及ストツプ	一四八、〇〇一噸ヨリ一七三、三九四噸ニ増
ラフト、チヌープ	六五、四九四噸ヨリ 七八、四八二噸ニ増
ラフト、パイプ	
ラフト、ファイツチング	
ワイヤ製品	一三五、八七七噸ヨリ一四八、六九九噸ニ増

銑鐵輸入の増加は同年中九月迄は前年と略々同額乃至夫れ以下であつたが、九月以後急激なる増加を見たのである、尤も其の月別平均輸入額は一萬四千七百噸で其の増加の大部分は印度よりの輸入に係り歐大陸よりの輸入は前年以下に減少して居る。

同年中輸入額の激減を見たるは「ビレット」、「ブルーム」及び「スラブ」の六二三、五四七噸より五五七、七五一噸、「シート」及び「チンプレート」用鋼棒の五四〇、一六七噸より四一八、五四〇噸及び「ガーダー」、「ジョイスト」及び「ビーム」の一五七、七二三噸より一四一、三九七噸等である。

左表は夫等種別輸入額の前年比較である。

英國輸入鐵鋼品別數量比較

品別	一九一三年	一九二八年	一九二九年
Pig-iron	一九四、八千噸	九三、七千噸	一一六、八千噸
Ferro alloys	三一、九	二五、五	三〇、九

Ingots	四五、二	六九、三	四一、六
Billets, Etc	五一四、〇	六二三、五	五七七、八
Sheet and tinplate bars	三四五、五	五四〇、二	四一八、六
Wire rods	九五、二	一一六、五	一二五、〇
Iron bars, rods and shapes	二〇〇、〇	一七五、一	一八五、八
Steel bars, rods and shapes	一三三、六	三二九、二	三七七、七
Bright Steel bars.	—	九七	一二、三
Girders, Joists, beams.	一〇九、〇	一五七、七	一四一、四
Hoops and strips	七二、四	一四八、〇	一七三、四
Plates and sheets	一六九、五	二〇〇、七	一九七、〇
Cast-iron pipes	一一、一	四五、六	三二、一
Tubes (wrought)	五二、八	六五、五	七八、五
Rails (rolling)	二一、六	一三、四	一一、一
Wire and wire manufactures.	一〇四、六	一三五、九	一四八、七
Castings in the rough	一一〇、〇	一一、八	一四、二
Forgings in the rough	二一、六	九、七	五、〇
其 他	一〇六、二	一二五、二	一二八、八
計	二、二三一、〇	二、八九七、二	二、八一六、七

一〇四

次に英國輸入鐵鋼品の輸出國別を見るに一九二九年中の最高額は白耳義の一、六七四、五〇〇噸である、併し右數額は「アントワープ」積出の分を凡て同國品として算入してあるから、其の中には事實佛國、獨逸又は「ルクセンブルヒ」より同港經由の分も含まれて居るかも知れぬのである、で、數字上よりは、白耳義は他の輸出國全部を合算せるもの以上に多額の輸入をした如く見ゆるが、事實は夫れ程莫大の輸入額ではないらしいが、兎に角白耳義の輸入額が他諸國以上に群を抜いて居る事実は確實である、其の他の諸國中にて注目すべきは佛國よりの輸入が前年に比し八萬七千噸の減退を示して居る事であるが、之れは同年中自國需要の旺盛なりしに因るものと認められる、又獨逸は前年に比し約一割の増加を示し、第一位の白耳義に比すれば僅かに四分一に過ぎざるとは云へ、兎に角對英國輸入の第二位を占むるに至つた、併し獨逸が右の如く對英輸入を激増せしむるに至つたのは獨逸の製品が佛國乃至白國以上優良なるが爲めではあるは勿論であるが、獨逸國內に於ける鋼鐵市價は世界市場の相場に比し約三割の高價であるから、他の歐大陸製鋼諸國が猛烈なる安値競争戦を開始しつゝある間に伍して英國市場に進出し、其の輸入を促進せんとせば獨逸は自國內市價以下の低價を提供するに非ざれば到底這般の効果を收むる事は出来ないのである、從て前記の如く對英輸出の増進を見るに至つたのは自國內の市價を犠牲とした結果であると認められる。

一〇五

左表は一九一三年、一九二八年及び一九二九年に於ける英國に對する鋼鐵輸出國別の數量比較である。

對英國鋼鐵輸出國別數量比較

輸出國別	一九一三年	一九二八年	一九二九年(一部ハ推算)
瑞典	二〇八、七千噸	六三、九千噸	七三、二千噸
和蘭	七、二	八三、〇	九〇、九
白耳義	五八三、六	一、七四六、二	一、六七四、五
佛國	三七、〇	四〇八、四	三二一、二
獨逸	一、一九七、七	四〇八、六	四四七、一
ルクゼンブルヒ	(不明)	六三、八	六九、九
米國	一五四、一	五六、九	六三、八
其他	一一、五	五四、四	六五、一
國別不明	三一、二	一二、〇	一〇、九
計	二、二三一、〇	二、八九七、二	二、八一六、七

轉じて一九二九年に於ける英國鐵鋼品輸出の情勢を見るに、本章冒頭に於ける英國鐵鋼輸出入數量比較表に示せる如く、總額四、三七九、四〇〇噸前年に比し一一八、〇〇〇噸の増加であつて、戦後の

最高記録年たりし一九二三年を超過する事六二、一〇〇噸であつた、勿論製品個々に就きて見れば中には前年に比し却て減退して居るものもある、其の主要なるものは左記諸品である。

鐵道用軌條	三九三、六六七屯ヨリ三二六、〇七五屯ニ減
枕木及挾板	八八、一一四屯ヨリ 五一、七七三屯ニ減
鐵道用車輪及車軸	三三、三〇五屯ヨリ 一六、六七八屯ニ減
又輸出の著増を見たるものは左記諸品である。	
鐵	三九六、六九五屯ヨリ四五五、五九〇屯ニ増
鐵合金	五八、〇六八屯ヨリ 八九、五七七屯ニ増
鋼棒	二九六、七二六屯ヨリ三一九、五七二屯ニ増
鋼板	一四六、九一四屯ヨリ一九八、六一三屯ニ増
鋼力板	五三二、四二九屯ヨリ五七九、七七八屯ニ増

次に夫等輸出品を仕向先別としたる一九一三年、一九二八年及び一九二九年の數重比較を示せば左表の通りであつて一九二九年に於ける英帝國內輸出額は實に其の全額の過半數を占めつゝあるのである。

英國鐵鋼輸出國別數量比較

仕向先別	一九一三年	一九二八年	一九二九年
那威	八二、四千噸	三七、九千噸	五〇、四千噸
瑞典	一一七、七	二八、七	三四、〇
丁抹	六九、四	五四、〇	五二、三
獨逸	一九九、三	七〇、三	五九、六
和蘭	一四六、三	八五、五	七四、二
白耳義	一二五、八	一一九、六	一五七、一
佛國	二〇三、二	七五、九	一二二、四
西班牙	四二、四	四六、三	五〇、四
伊國	一四三、八	七二、五	八五、九
支那	五七、六	四四、八	四二、五
日本	二三八、一	二〇六、二	一五七、七
葡領東阿	五五、二	四九、五	五〇、七
智利	六〇、三	一九、六	二七、九
ブラジル	一一七、七	六四、五	七一、八
アルゼンチン	三五八、五	三三九、七	三三三、一
南米諸國 (前三國ヲ除ク)	三四、九	四五、七	三八、六
米國	一七六、五	九三、一	七八、二

仕向先別	一九一三年	一九二八年	一九二九年
其他ノ外國	三六七、七	二四三、四	二三八、一
外國計	二、五九六、八	一、六九七、二	一、七二四、九
印度及錫倫	八九六、一	六八〇、七	五七六、四
海峽殖民地	一一二、九	一〇〇、七	一〇八、五
埃及及 パレスティン	六三、二	六六、七	五四、八
英領東阿	一九、〇	五二、〇	四八、三
英領西阿	四六、四	七六、四	三五、六
南阿	二六〇、七	一九九、八	二八四、五
加奈陀	一八七、三	九四、六	一四一、四
濠洲	五六七、一	三八四、七	四〇九、〇
ニュージーランド	一五四、一	一一六、六	一三六、四
其他ノ英領諸國	六五、六	一〇三、二	一〇四、六
英帝國計	二、三七二、四	一、八七五、四	一、九〇九、五
區別不明	—	六八八、七	七四五、〇
總計	四、九六九、二	四、二六一、三	四、三七九、四

右輸出仕向國中て一九二九年中前年以下に減退したるものは左記輸入國である。

印度及錫倫 六八、七〇〇噸ヨリ五七六、四〇〇噸ニ減

日本 二〇六、二〇〇噸ヨリ一五七、七〇〇噸ニ減
又前年以上に増加せる主なる輸入國は左の通りである。

南 阿	一九九、八〇〇噸ヨリ二九四、五〇〇噸ニ増
加 奈 陀	九四、〇〇〇噸ヨリ一四一、四〇〇噸ニ増
白 耳 義	一一九、六〇〇噸ヨリ一五七、一〇〇噸ニ増
佛 國	七五、九〇〇噸ヨリ一二二、四〇〇噸ニ増
濠 洲	三八四、七〇〇噸ヨリ四〇九、〇〇〇噸ニ増
伊 國	七二、五〇〇噸ヨリ 八五、九〇〇噸ニ増

以上英國鐵鋼品輸出入を概観したのであるが、前掲數額中に包含せられざるものに鋼屑がある、其の一九二九年中の輸出額は相當數額に達し、之れが爲め英國製鋼業者中に製鋼原料の不足を愾ふるものあるに至つた程である、(後章參照)今此等鋼屑輸出の状況を見るに一九一三年には總額一一七、一〇〇噸であつたが、一九二九年には激増して四二三、九五〇噸となり、特に同年五月は其の頂點となり六二、八六〇噸を輸出して居る、併し其の後次第に低減して年末に及びたる爲め三ヶ月別平均は二五、八〇〇噸となつた、輸出仕向先の主なるものは波蘭一〇八、六〇〇噸、西班牙九五、一〇〇噸、白耳義八一、一〇〇噸、獨逸四六、五〇〇噸、伊國三五、〇〇〇噸等である。

(四) 英國鐵鋼業の不振と其の打開策

一九二九年に於ける英國鐵鋼の産額が、其の輸出と共に戦争以來稀に見るの高額に達したるに拘らず、斯業經營の實狀は依然として不振行詰りより脱出する事を得ず、當業會社株が却て低落しつつあるは前來既に詳述せる通りである、此難局打開策として當業者は保護税設定により國內市場の安定を希望しつつあるも、現勞働内閣は其の自由貿易主義の立場より之れを容れざるべきは明白であるが、併し英國産業中の最も重要なる基礎工業である、斯業を長く慘憺たる現狀の儘に放置する事は國策上の見地よりするも甚だ不利とする所である、で、此難局打開策として政府は現に幾多の調査委員會を設置し其の對策の研究中であるが、他方當業者側に於ても當業の關する範圍に於て之れが刷新展開の方法を講じつつある、今夫等各種對策を列記すれば

政府の計畫に屬するもの

- (イ) 地方減税計畫の實施
 - (ロ) 鐵鋼業調査委員會の設置
 - (ハ) 鋼屑調査委員會の設置
- 鐵鋼業者間の計畫に屬するもの

(二) 英國鋼鐵製造業者協會の設立

(ホ) 英國鋼鐵輸出協會の設立

(ヘ) 鋼鐵業會社の合同及び合理化運動

等である、以下順を追ふて夫等の計畫施設に關する概要を記述する事とする。

(イ) 地方減税計畫の實施——地方減税計畫は前保守黨政府の計畫であつて單り鐵鋼業に止まらず、農業用土地建物を始め石炭、造船、鐵道等主要各業に亘り從來負擔しつつありし地方税の四分の三を輕減せしめ、政府之れを補償し以て夫等産業の振興發展を容易ならしむるの目的を以て一九二八年十月一日より實施せられたるものである、地方減税計畫の詳細は別に之れを述ぶる事とし、今本計畫實施が鐵鋼業に及ぼす直接影響を見るに、從來斯業が負擔しつつありし地方税負擔の割合は其の收益に對する二割に相當し、一九二七—二八年度の税額は百七十三萬一千磅に達し、之れに運賃關係より負擔しつつあり地方税金を加ふれば、仕上鋼一噸に付五志の生産費加増の結果となるのである、されば之れが輕減は直接に鐵鋼生産費低下を來し、廉價販賣による需要促進の效果ありし事は前章既に述べた通りである。

(ロ) 鐵鋼業調査委員會の設置——本委員會は行政審議會(Committee of Civic Research)の一分科會

として一九二九年六月設定せられたるものなるが、本調査會の設置は現勞働黨内閣政綱の一として組閣當時擧げられたるものである、大法官「ロード、サンキー」を委員長とし海軍大臣「アレキサンダー」氏以下四名の委員を以て組織せられ、其の目的は世界鐵鋼市場に於ける英國鐵鋼業の振興發展を圖らんが爲めに採るべき方針乃至計畫に關する調査を遂げ、其の具體案を政府に答申せしむるに至り、同會は爾來引續き之れが調査研究に従事し、關係當業者の意見をも徴しつつあるが未だ成案を得る程度までには達しない模様である。

(ハ) 鐵屑調査委員會の設置——本委員會は一九二九年五月中商務省所屬として設定せられ前下院議員 Mr. R. Roy Wilson を委員長とし外三名の委員を以て組織せられ、其の目的は英國内に於ける製鋼材料としての鐵屑供給状態を調査するに在る、戦後鐵屑の製鋼材料として使用せらるゝ數量が急激なる増進を見るに至りたるは本文冒頭に述べたる通りであるが、此傾向は歐大陸に於ける各鋼産國に於ても同様であるから、隨て近時鐵屑の供給は漸次困難を告ぐるに至り、大陸諸國に於ては既に其の輸出を制限しつつあるものあり、佛國の如き輸出許可の方法に依り其の輸出を最小限度に喰止むるの方法を講じて居るのである、然るに英國にては此點に關し何等制限なきを以て最近三年間に於て其の輸出額は急増を示すに至り、現状の儘に放任するに於ては英國製鋼業自體に影響するの恐あるを以て

之れが對策講究の爲め本委員會の設置を見るに至つたのである。
因に英國鐵屑最近の輸出入比較を示せば左の通り。

英國鐵屑輸出入數量比較

年次	輸入(噸)	輸出(噸)
一九一三年	一二九、〇〇〇	一一七、〇〇〇
一九二六年	一七六、〇〇〇	七一、九〇〇
一九二七年	七〇、七〇〇	二六〇、八〇〇
一九二八年	× 五六、九〇〇	三四四、三〇〇

備考 ×印の内一七、〇〇〇噸は愛蘭自由國よりの輸入なり。

(ニ) 英國鋼鐵製造業者協會の設立——本會 (British Steel Association) は建築用鋼材及び鋼製品の進歩發展其他を目的として設立せられたるもので、主要なる建築用鋼材製造會社及び機械製造會社により組織せられ、其の理事會には何れも斯界の有力者を網羅して居る、重役としては多年商務官として伯林に駐在し、歐大陸並に米國に於ける製鋼業の事情に精通せる機械技師 Mr. C. J. Kavanagh 其任に膺つて居る、同協會は建築用鋼製品の型式及び組立に關し新規格設定の爲め建築用としての鋼材の用途調査に従事しつつあるが、本調査に關しては Department of Scientific and Industrial Research

の援助を受くる事となつて居り、その他英國内各地方廳乃至市町村當局者も失業問題解決の見地より本協會の事業に賛同助力しつつある。

(ホ) 英國鋼鐵輸出協會の設立——本協會 (British Steel Export Association) は従前 British Export Committee と稱したもので、其の後其の規模を擴張して一九二九年中本協會の設立を見るに至つたものである、其の目的とする所は「プレート」、「セクション」及び「ジョイスト」の海外市場に於ける販賣を統一して外國當業者の競争に對抗せんとするに在る、曩に「ロードダバノン」に従つて南米經濟使節の一行に加はりたる Mr. J. I. Piggot が其の「チネーチア」となつて居る、同氏は右經濟使節として「アルゼンチン」を訪問歸國後再び加奈陀へ向け出發、斯業の爲め、幾多の經驗を有する人である。
(ヘ) 英國鋼鐵會社合同及び合理化運動の現狀——以上公私各方面に於ける斯業不振打開策に比し寧ろ個別的且實際的ではあるが、而かも眞の復興發展を招來すべき根本的方法として最も重要視すべきものは最近二、三年來擡頭し來れる鐵鋼會社合同の氣運である。

合同乃至合理化運動は近時の產業界に於ける共通問題ではあるが、鐵鋼業特に英國の斯業に於て之れを緊切なりとする所以は英國に於ける斯業の由來古く從て其の設備規模多くは舊式に屬し、之れを歐大陸及び米國に於ける新進同業者が新式の設備、大規模の經營を以て世界市場に進出馳驅しつつあ

るに比すれば寧ろ却て人後に落つる觀なきを得ないのである。殊に最近に於ける世界的合同聯合の氣運に伴れ、獨米諸國の當業者等に於ても從來國內に於て相闘ぎつつありし小規模會社を糾合して二、三の大合同會社に統一し、國內相互の競争を織滅して益々海外市場に其の鵬翼を展ばさんとしつつある形勢に鑑みれば此間英國の當業者のみ獨り晏然として舊態に安んずる能はざるは云ふ迄もない事である、加之、當業者が政府に對し要望しつつある保護税設定其の他の國策に關しては前保守黨内閣すら尙且之れが採擇に躊躇しつありし所であるから、此難局に面し當業者は自から其の打開策を講じ斯業の轉向を計るの必要があつたのである、斯くて鐵鋼業合同の問題は次第に擡頭するに至り、一九二九年に於ける Dorman Long 及び Bolckow Vaughan の合同を以て漸く其の高潮的氣運に達し、現に尙合同進行中の會社も尠ならず在るのである、左に合同運動最近の情勢を概述すべし。

英國鐵鋼業は其の所在地方により之れを地理的に區分して三大鐵鋼業地方とする事が出来る、「チイズ、サイド」地方(北東沿岸)、「サウス、ウエールズ」地方、「スコットランド」地方が即ち夫れであるが、此外尙別に此等各地方に散在する諸會社を合同して一組織としたるものに United Steel Companies Ltd. 及び English Steel Corporation の二社がある、で、此等四大鐵鋼業團體を合せると其の生産額は略々英國鐵鋼全生産額の七割五分を占むる事となるのであるが、此内最も重要なものは「チイズ、サイド」

地方即ち「ミドルスボロー」を中心とする北東沿岸地方であつて其の生産額は英國全生産額に對し銑鐵三割、銅鐵二割五分に當つて居る、而して合理化運動に於ても亦此地方は其の先鋒となり一九二九年十月在「ミドルスボロー」の二大會社「ドーマン、ロング」及び「ボルコウ、ボウカン」の合同を實現するに至つたのである。

右二大會社合同の結果資本は一千七百十萬四千磅、之れを別ちて社債五百八十五萬六千磅、優先株普通株千二百二十四萬八千磅とし、其の一ヶ年の生産能力は銑鐵百五十萬噸、粗鋼百五十萬噸、石炭三百五十萬噸である、此外兩社共其の各補助會社を擁して居るから夫等全部を合すれば其の生産能力は前記以上に強大であるべきである、「ボルコウ、ボウカン」の補助會社は

Redpath, Brown and Co.,

Cortonwood Collieries Co.

Upton Colliery

又「ドーマン、ロング」の補助會社は

Bell Brithers

North Eastern Steel Co.

Sir B. Samuelson and Co.

Carlton Iron and Steel Co.

Pearson and Dorman, Long Ltd.

此等二大會社と其の系統會社とは其の設備、原料及び生産管理にて於も略々同程度に在るのであるから、兩社合併の結果は機械能率の増進と共に一層其の生産費を節約する事を得べく、將來益々其の收益の増加を期待せられて居る。

此合同後新會社は更に左記「ミドロスポロー」所在諸會社を包擁せる「ファネス」子爵の系統に屬する團體とも接近し、生産に關する或種の協定を成立せしめんとし現に交渉中なりとの事である。

Soath Durham Steel and Iron Co.

Cargo Fleet Iron Co.

Cochrane and Co.

右の内「サウス、ダラム」及び「カーゴ、フリート」の兩社は既に一九二八年末相互間に合同を實行せるものにて、其合同資産は約五百二十萬磅である。

若し右の新協定にして成立する曉に於ては「チーズ、サイド」鐵鋼業の殆ど全部——Pease and Partn-

ers 及び Consett Iron Co.を除き——は「ホルコウ、ポーカン」系統に統轄される事となるのである。

「サウス、ウェールズ」地方鐵鋼業に於ても最近合同の氣運漸く熟するに至り Yvest, Keen and Nettlefolds 及び Baldwins 兩社間の合同協定成立し新會社を組織して一九三〇年一月一日より兩社の事業を繼承する旨發表せられたのである、此新會社は British (Yvest, Keen, Baldwins) Iron and Steel と稱し「グエスト、キーン、アンド、ネットトルホールツ」會社所屬に係る Dowfais に在る熔鑛及び「ローリン」工場と「ホールドインズ」會社所屬に係る Port Talbot Steel Works, Margam Works 及び Briton Ferry Ironworks 並に Nargam に在る「コークス」製造所及び副産物製造工場等を一括管理する事となるべく、新會社は石灰石、鐵鑛及び「コークス」用石炭を自社所領地域内より供用し得べしと云はれて居る。

右合同は「サウス、ウェールズ」地方に於ける鐵鋼業即ち銑鐵、粗鋼、鋼棒、軌條及び鋼製枕木等の生産上に重大なる影響を與ふべきは勿論であるが、前掲工場以外に屬する兩社の支工場等は新會社創設と共に分立し夫れ自體別個となりて従前通り經營せらるべきが從來の如く相互に反目競争する事なく相提携して斯業の發展に努力する筈であるとの事である。

兩社合同に依り設立せらるべき新會社の新資本は未だ發表せられる迄に至らざるも「グエスト、キ-

ン」は現に株式資本一千二百五十八萬九千磅、社債百八十五萬千磅を有し又「ボールドインス」の資本は従前は株式五百九十四萬七千磅、社債二百六十萬三千磅であつたが、一九二八年中整理減資の結果現在にては株式二百九十九萬八千磅、社債三百八十二萬四千磅である、尙「グエスト、キーン」會社は同一地方に於て重要な左記冶金工場を所有して居る。

Ebbw Vale Steel, Iron and Coal Co., Ltd.

Richard Thomas and Co., Ltd.

Llanelli Steel Co., Ltd.

轉じて「スコットランド」地方に於ける合同事業の状況を見るに此方面に於ては二大製鋼會社即ち Beardmore and Co. と Colville and Sons との間に合同協定成立し一九三〇年二月一日より實施する事となつて居る、此協定に依り「コルビール」會社は従來の「ベアドモア」會社の經營しつつありし「プレート」「セクション」及び「レール」製造事業全部を引受くる事となるべく又鍛鐵事業並に車輪、車軸、兵器等の製造事業は「グラスコー」の「バークヘッド」に在る「ベアドモア」會社の工場に之れを集中する事とし、其の爲め同工場は大改造を施すべき豫定である、本合同の注意すべき特色は合同と稱しつつも其の形式は一種の提携であつて、他合同の場合の如く何等新會社を設立するにあらず、工場の移

管も單に相互の合意に依り爲され全然資本土の合同又は株式の引換等を爲さぬことである、即ち兩社は協定に基き相互に適當と認めらるる事業を分擔し、各自其の特長を發揮する事によりて最大限度の生産能力を實現せんとするのである、從て作業生産費等に於て節約減少を見るに至るべきは勿論である。「ベアドモア」社は前記「バークヘッド」工場改造上の参考に資する爲め最近其の代表者四名を英國內及歐大陸に於ける各製鋼地方に派遣視察せしめつつあり、右工場改築費としては十萬磅を支出する豫算であるとの事である。

「コルビール」會社は公稱株式資本五百萬磅で其の内三百六十六萬九千三百二十磅拂込済である、此會社は Harland and Wolhb, Ltd. と株式交換によりて提携し同時に左記補助會社を統轄しつつある。

Clyde Bridge Steel Co.

Ylengarnock Iron and Steel Co.

Archifald Russell (本社は自體に於て Murdostoun Celliery Co. 及び Patent Fuel Co. を管理す)

Smith and Mcleon

Clyde Alloy Steel Co.

Fulwood Foundry Co.

「コールビル」社の生産能力は一ヶ年塊鋼約百萬噸と計算されて居る、又「クライト、サイト、ブリッチ」に在る其の「ブレート」工場は其の精良世界第一との稱あるものである。

次に「ベアトモア」は最近其の改造を實行し資本金を八百萬磅より五百九萬一千磅に切下げたが、其の後更に増額して再び八百萬磅に復舊した、此内株式を發行したる額は三百十五萬五千磅である、「ベアトモア」の補助管理せる會社は

Alley and Mclellan

British Ljungstrom Marine Turbine.

John Broadfoot and Sons.

其他である、尙右二合同會社以外にて「スコットランド」に在る主要會社は次の通り、

Steel Company of Scotland.

Scottish Iron and Steel Co.

Lanarshire Steel Co.

以上英國內主要三大鋼業地方に於ける合同の狀勢を略述したが、最後に夫等地方別系統に屬せざる

「シヨフキールト」其の他に在る二製鋼合同團體を一瞥する、

United Steel Companies, Ltd. 本社を「セフキールド」に有し、一九一八年左記二會社其他小會社の合同に依り成立せるものである。

Steel Peech and Tozer

Workington Iron and Steel Co.

「ユーナイテッド、スチール」會社の資本は最近全部 Steel Industries of Great Britain, Ltd. 之れを引受くる事になつて居るが、其の營業並に經營に關する方針には何等の變更なる依然同社名の下に其の業務を繼續する筈である。

English Steel Corporation は一九一九年 Vickers-Armstrong, Ltd. の「シヨフキールド」及び「オーブンシヨウ」所在工場並に Cammell Laird 會社の「シヨフキールド」及び「ベニストーン」所在工場を引續き製鋼及び鋼鐵品製造事業を營む目的にて設立せられたものであるが、其の他に「マンチエスター」に於て車輛及び車軸製造に従事しつつある Taylor Bros. をも補助統轄して居る、尙目下 Thos. Firth and Co. 及び J. Brown and Co. とも何等か合同の交渉中であるか其の内容は未だ發表する迄に進捗して居らない模様である。

(五) 英國鐵鋼業の將來

前章に敘説したる通り英國鐵鋼業は今や一大革新の機運に到達しつつあるが、此等の不振對策乃至改造合理化運動が能く英國斯業に於ける現在の難局を打開して昔日の世界的地位を回復し得るや否やは猶容易に斷言し得べからずとするも尠く共英國斯業が勞銀其の他に於て幾多の不利を有するに拘らず其の地理的存在並に原料其の他の點に於て他國以上に有利の地位を占めつつある事は否定し得ざる事實であつて、若し斯業の機械設備等に改造が斷行せられ、其の生産に近代的方式が採用せらるるに至らば獨米其の他の諸國に對抗して再び世界的優越の地位を取得する事は必ずしも不可能事とは云ふべからざるものがある、此點に關し米國の斯業専門家 T. Leonard Replogle 氏の意見は大に傾聽に値するものと認めらるるを以て左に其の論旨の大要を紹介する事とする、因に同氏は嘗て大戰中米國政府の鋼鐵管理官となりたる經歷を有し、同國斯界有力者の一人であつたが先年斯界を隱退し、最近英米鋼鐵業關係者の依頼を受けて英國に渡來し、親しく斯業の實狀を調査しつゝあつた人である。

「英國は鐵鋼業に於ては殆ど世界に比類なき絶好の地位を占めて居る國であつて、石炭、鐵、石灰石等の原料を豊富に所有し、且船舶其の他輸送方面に於ても他國の企及し得ざる幾多の便宜を具へて居るが、唯遺憾なるは機械設備の點に於て甚しく時代の進運に後れて居る事である。

「勿論英國の機械設備中には殆ど世界に冠絶するとも云ふべき優秀なるものがある、假令ば *Stewarts and Lloyds tube mills* 乃至 *Lysaght timplite works* の如きは即ち其の一例であるが、大體より見て殆ど二十年位後れて居る、されば先づ此等舊式の機械設備を改造新備する事が當面の急務である。

「若し英國が此等舊式の機械設備を廢却して近代的新式のものに据替へ、一ヶ年約三百萬噸の生産能力を具備せしむるとすれば、其の改造費に約六千萬磅を要すると認める、で、若し英國が之れを實行するとすれば其の天然的富源と相俟つて其の生産費は世界に於ける最低位となり得るのである。

「鐵鋼生産機械の製造業者は現に此の方針の下に各其の生産地に適應せる機械の考案意匠に關して熱心に研究しつゝあるが、愈々其の設計案が纏まれば其の新装置に要する資金は英米兩國當業者の出資に依つて調理せらるる事になつて居る。

「英國は Sir Henry Bessemer の時以來斯業の進歩に對して非常なる貢獻をなしつつあつた、されば米獨其の他の新興生産國も英國式製鋼法に倣ひ漸次經驗を積むに従ひ夫等新興國に於ても亦幾多有利なる發明が出來、隨て其の最新式の設備を採用する事が斯業を興隆せしむる所以である、此點に關する獨逸の態度は大に學ぶべきものがある、再言すれば英國は自國の發明にのみ依頼する事なく、大に各國の長所を抜いて之れを採用するの必要がある。

「英國に於ける斯業が衰退不振に陥りつつある間に白耳義、佛國、獨逸等の諸國は約二十五萬人の労働者を雇傭し盛んに其の生産を續けつつあるのみならず、更に夫等の製品を製鋼の本家本元たる英國へ輸入しつゝあると云ふ事は決して順當の理でない事は云ふ迄もない事である、英國は米國と共に露國を除けば鐵鑛、石炭、石灰石其他原料の豊富なる點に於て世界其比を見ざる事は前既に一言した通りである、之れに引替へ佛國の如きは戰爭の結果「ローレーン」の鐵鑛地域を獲得したとは云ふものの石炭の産出に於て甚しき缺點を有つて居る、獨逸は「ルール」に於て豊富なる炭坑を有して居るが鐵鑛は良質に乏しく之れを瑞典よりの輸入に俟つ次第ある、併し粗惡なる鐵鑛が自國に澤山産出するから獨逸は此等粗惡鑛に最新式製鋼法を應用して其の鋼産額を大ならしめつつあるのである、されば此等の點より考察するも英國の斯業が復興發達し得ざる理由は無いのである。

「英國に於ける斯業の弱點は熔鑛爐に在る、其の一日の銑鐵生産高は僅かに百二十萬噸に過ぎないのである、然るに之れに對し佛國は百六十五噸、白耳義は百七十五噸、獨逸三百十噸、米國六百噸の割合である、米國に於ける最近設備に係る一熔鑛爐の如きは一日千二百噸以上を産出する事が出来るのである、以て英國製鋼業が如何に時代の進運に後れつつあるかを認め得べきである、四十年前嘗て世界第一を以て誇りつつありし英國の製鋼産額も今日に於ては遙かに後位に落ち、其の世界産額に對

する比は米國の五十「パーセント」を筆頭として獨逸十四「パーセント」に次ぎ八・五「パーセント」佛國と同位に下つて居るのである。

「若し英國斯業にして合理化實施せらるるとせば、其の關係工業たる自動車業、造船業等も夫れに伴れて發展すべきは勿論、其の直接原料たる鐵鑛、石炭、石灰石業を始め延いて鐵道、海運の振興に資する所大なるものあるべく、其の間接影響としては肉類商、製麵麩業乃至蠟燭臺製造業等も亦其の利益に均霑すべく、一般に失業問題解決に寄與する所頗る大なるべきである」云々。

以上は「レフローグル」氏所説の要領であつて今後に於ける英國斯業合理化の基礎たるべきものと認めらるるが、同氏の所謂改造計畫なるものは英國斯業を打つて一團體となし、之れを合理化せんとするものなるや、將又個々の會社を適當に合同して之れを合理化せんとするものなるや、其の邊尙明瞭を缺ぐものがある、併し其の孰れにするも英國斯業の如き由來久しき産業を同時に一駢的に改造する事は諸種の事情より寧ろ不可能事と見るべく、假令資金の供給が同氏の云ふ如く準備し得らるるとするも從來投下せる資金の處分其他に於て幾多の難問題が續發すべきは豫想し得る事であるから、結局は一般經濟界の復興による需要の増進と相俟つて漸進的に改造せらるるものと思考せらるゝのである。

英國鐵鋼業保護と斯業改造問題

昭和七年六月二十五日附

松山商務參事官報告

英國鐵鋼業の生産力が現在の市場に比し過大であると同時に其の生産組織が歐米主要鐵鋼生産國の有する新式工場に比し舊式のものであることは既に周知の事實である。尤も箇々の工場について見れば英國の工場中には獨、白、拂等大陸諸國の工場に比べて能率の點に於て劣る所なきものはあるのだが、一般に見る時は英國の生産形態は企業の單位が小規模で數に於て多きに過ぎて居る上に、産業の經營者には英國獨特の個人主義的の傳統が深く染込んで居り、近代的生産組織に必要な生産の集中化、販賣の方にあつては市場の割當乃至協定と云ふが如きことの實現を困難ならしめて居るのである。企業の單位の數が多いことは即ち小規模生産者が多く競争の激化を招くことを意味して居て、そして經營費の節減として最も必要な燃料と副産物（コークス、瓦斯等）の經濟的處置といふやうなことが出來ず、今日のやうな不況時代に際しては何の會社一つとして全能力を擧げて生産に従事して居るやうなものはないといふやうな實狀であるが、殊に最近に資本を募つて工場の改造を行ひ、比較的に新式設備を有する所では作業短縮を餘儀なくせられる結果として生産品の原價は甚しく割高となら

ざるを得ない譯で、折角生産組織を改めた工場でも他に群小の工場が多數あつて安値競争をする現狀では大陸諸國の大規模生産組織の下にある工場とは競争が出來ないことになる。英國各産業組織について徹底的検討を行つた「バルフォア」委員會の報告に據るも、一九二五年平均熔鋼爐能力は英國約四萬一千噸、米國十三萬八千噸、獨逸九萬六千噸であるが、其の後獨逸は外資を輸入し新式大規模の生産組織に改造を行つたから、現在は右に示すよりも生産能力を増大して居ること勿論である。鋼爐については英國の工場が必ずしも劣つて居るのではないと云はれておるが、それでも六三二基の平爐について見るに五四〇基は六十五噸の能力を有つもので、百噸以上の能力のものは僅かに三十二基に過ぎない状態であると云はれ、米國や獨逸の工場に比すると甚しい遜色が認められる。又石炭の燃燒方法に科學的改良を加へて石炭瓦斯其の他の副産物を鐵鋼業に利用して、生産費節減の透を開くが如きことは英國鐵鋼業に残されておる事業であらう、そして國內の鐵鋼業を炭坑業と密接に連絡せしめ冗費節約の方法を講ずること、例へば「スコットランド」、「ミドルズボロ、シエフキールド」、「サウスウェールズ」、「ランカシャ」等の五地方に炭坑業と鐵鋼業の經濟的統制と事業集中を行ふに於ては現在よりも低廉且有利に英國内産業の需要する鐵鋼材が供給出來た上に、外國市場にも其の地歩を維持することを得るであらうとの主張もあるのであるが、從來箇々の會社に部分的に緩慢なる改造乃至他

會社との合同若くは事業協定が行はれた以外には斯業全體より見て計畫的に顯著なる改造が行はれた例は未だ殆んど無く、輸出は不振となると共に國內には印度銑鐵を初め大陸鐵鋼品の輸入増加し、國內生産業は内外より壓迫せらるゝ状態が最近まで續いたのである。

鐵鋼業に對する保護關稅の必要は數年來繰返し當業者に依つて叫ばれて來たのであつたが、他の産業にとつて重要な材料を供給するの地位にある鐵鋼業を當業者の云ふが如くに保護し、其の結果が國內相場の騰貴とか或は格安の外國品が手に入らなくなるとか云ふことになると、國內一般製造工業に及ぼす影響が多大であつて、其の方面の反對も強硬であり政府も之を慎重に考慮せざるを得ない事情にあつた。それ故昨年の過當輸入稅法の下にあつても銑鐵を初め半製造品たる鐵鋼類には課稅を見なかつた次第である。しかしながら一九三二年輸入稅法が成立すると同時に右の品目にも一般從價一割稅が課せらるることゝなつたが、從價一割稅位では到底國內産業の保護にはならないと云ふことで當業者側の熱心な運動は繼續し關稅諮問委員も鐵鋼の輸出が減する一方に於て外國製品が安値を以て盛んに輸入せられ、國內には失業者の激増も認められる事態となつたので、焦眉の急に迫つたものとして左記鐵鋼品につき三ヶ月の期限を附し二三%の附加稅（一般從價一割稅と併課されるが故に三三%となる）賦課を提議するに至り、政府は其の答申に従ひ四月十九日附發令を以て之を實施することとなつた。

(1) 「スビーゲライセン」、滿俺鐵

(2) 銑鐵を除く鐵鋼品中

鑄塊、鑄片（何れも木炭銑より造りたるものを除く）、壓延鐵鋼材類（鋏、（條竿類）、錫鋏竿、各種形物、鑄物類（百「ハンドレッド」以上のもの）、鑄鐵

右の各品目に對し關稅諮問委員が附加稅提議を爲すに當つて三ヶ月の期限を附した事情は同委員が大藏當局に提出した答申中に明かに示されてある。即ち同委員は英國内市場に外國輸入品の激烈なる競争が行はれつゝある事實を認め、斯様に外國生産過剰品が安値で提供せらるゝことは鐵鋼を材料に使用する英國内製造業にとつて一時的には利益ではあらうけれども、その状態を放任しておいたがために國內鐵鋼業が壓倒されてしまつたり、或は事業の範圍が永久的に縮少してしまふやうなことになる國の大局より見て由々敷い事態であると爲し、鐵鋼業に最高の能率を發揮させることは英國製造業にとつて必要なことであるばかりか、國民的生活確保安全と云ふ見地よりすれば最も重大な問題であるから斯業に至急適當なる保護を加ふべきものなりとする主張は認めざるを得ないが、既に數次の調査を斯業について行つて見ると、餘程綿密な徹底的調査をした上でないと永久的保護施設の大だに

示すことが出来ない程他の産業との関係が複雑を極めておることを發見したのだが、もし斯様な複雑な調査を行ふ間延引することになると、鐵鋼業だけに特に不利な待遇を與へる譯であるから、取り敢へず暫定的に最近甚しい安値で輸入されて居る外國競争品の輸入を阻止しておくを必要と認めると云ふ理由で、右の如く三ヶ月の期限を附して附加税設定を勸説したのであつた。

政府が右の勸奨に基ゐて直に附加税賦課の發令を爲したること前述の如くであるが、銑鐵だけは除外せられておつたので、當業者の失望を招いた所多大であつて、關稅諮問委員に運動を繼續した結果同委員も市場の狀勢に照し銑鐵にも（木炭銑を除く）曩に發令の附加税二三%を適用するの要ある旨報告したので、政府は六月十四日より右を實施する旨六月八日附を以て發令することになつた。

關稅諮問委員の答申に據れば、英國銑鐵の生産は大戦前四年間の平均九、三四〇、〇〇〇噸であつたものが、一九二四年には七、一六〇、〇〇〇噸に、一九三〇年には六、〇六〇、〇〇〇噸に減少した。製鋼材料に「スクラップアイアン」が多く用ゐられるやうになつたことも右銑鐵消費減少の一因ではあつたが、英國で消費せられる銑鐵の大部分は英國内で生産されるものを以て供給し得る状態であつた。一九三一年には銑鐵の生産更に著減して、三、七〇〇、〇〇〇噸に低下したが、英國需要を英國品で大

體に於て満すと云ふ事情には變化なく、本年四月關稅諮問委員が他の鐵鋼品に附加税設定を提唱した際も銑鐵は加ふる要なしと認めたのである、ところが其の後の數週間の市場は如何にと云ふに、大陸製品の唱値は著しく低落し、英國内銑鐵製造業は一大脅威を感じるに至つた、尤も右のやうな安値が現出してから日が浅い故輸入統計に顯著なる變化を示す程に大陸品の輸入が殖えた譯ではないけれども國內市場の滯荷が消化された後で、こんな安値競争が起るであらうなれば國內には休爐續出を氣遣はれる實狀であるから、差當り曩に他の鐵鋼品に設定した附加税を銑鐵にも適用するを妥當と認めたと云ふのである。

しかしながら關稅諮問委員は鐵鋼材料の國內相場が將來右の如き保護のために割高となつて、鐵鋼業に依存する他の産業を不利の地に陥れる危険を虞れてゐるので、鐵鋼業界の有力代表者を招いて將來の對策として鐵鋼業に合理的改造を行ひ、生産原價の低下を計るの急務を力説したのである。其の趣旨は鐵鋼業に取り其の生産品が賣れることが繁榮の基礎を爲す條件を爲すは云ふまでもないが、生産品を賣れるやうにするには鐵鋼を材料として使用する他の製造及び建築業の繁榮が前提となる、ところが英國の製造業は主に輸出に依存して居るのであるから、材料たる鐵鋼は外國品に比し不當に高價ならず、品質も良好でなければならぬ、從て内國の鐵鋼業に保護を加ふると同時に斯業を國內産

業の要求に應じ得るやうに改造することが急務である。英國には英國の特長があるのであるから、必ずしも大陸諸國に見るが如き改造をせねばならぬものでもなく、又一起飛びに大改造が出来る譯のものでもないが、兎に角改造を目標に進まねばならない、それには國內市場を國內生産業のために確保するを前提とすると云ふにあつて、諮問委員と懇談した鐵鋼業代表者達も異論のある筈はなく、直に左記の人々が委員に擧げられ「ナショナル」、「コムミチー」が成立するとともに委員長に「ドーマン」、「ロングノチャールス」、「ミツチエル」氏が任命された、右の委員が如何なる改造案を畫策するやは未だ豫測の限りではないけれども、既に暫定的とは云へ當業者の渴望した所の保護關稅も實現を見たのであるし、又過去の經驗に徴しても「ドーマン」、「ロング ボールドウケンランカシヤ」鐵鋼會社等の合同が行はれて改造への一步が踏出されて居るし、近くは中華民國市場への發展を企圖して「ドーマン」、「ロングアンドアッシュエーツチャイナ」が出現して該市場に於ける競争の排除と冗費の節減を行ふの趣旨の販賣組織の改造を行つており Stewarts and Lloyds, Ltd. United Steel Companies の二大會社も生産、販賣、研究の三方面に合理的事業協定を結んで其の關係會社内外二十數社を含んだ一大統制を實現する等目下斯業改造の機運は既に熟して居るやうにも見えるから、經濟不況の打開と云ふ共同目標の下に改造問題は或は案外に急速な進展を示すかも知れぬ。「ナショナル」、「コムミチー」の

顔振は左の如くである。

- Mr. Charice Mitchell, chairman (chairman, Dorman Long and Co.)
- Mr. E. J. George (managing director, Consett Iron Co.)
- Mr. A. N. Meguistan (General manager, Cargo Fleet and South Durham Iron Co.)
- Mr. John Craig (chairman, Colvilles)
- Mr. A. K. Mccosh (chairman, Wm. Baird and Co.)
- Mr. Walter Gray (managing director, Steel Company of Scotland)
- Mr. Andrew Gray (general manager, Lanarkshire Steel Company)
- Sir John Beale (chairman, Guest Keen and Nettlefolds)
- Ser W. J. Frith (chairman, Richard Thomas and Co.)
- Mr. Frank Reeds (chairman, South Wales Siemens Steel Association)
- Capt. R. S. Hilton (managing director, United Steel Co.)
- Mr. F. Clements (general manager, Park Gate Iron and Steel Co.)
- Mr. H. A. Davies (general manager, Patent Shaft and Axletree Co.)

Mr. H. Summers (chairman, John Summers and Sons)
 Mr. A. C. Macdiarmid (chairman, Stewarts and Lloyds)
 Mr. E. J. Fox (managing director, Stanton Ironworks Co.)
 Mr. G. H. Johnson (managing director, Kettering Iron and Coal Co.)
 Mr. D. N. Turner (managing director, Staveley Iron Co.)
 Mr. U. R. Lysaght (chairman, J. Lysaght.)
 Major A. Hibbert (general manager, Millom and Askam Hematite Iron Co.)
 Mr. J. Davison (general manager, Barrow Hematite Steel Co.)
 Mr. A. J. Grant (president, National Federation of Iron and Steel Manufacturers; managing director, Thos. Firth and John Brown.)
 Mr. J. E. James (chairman, Lancashire Steel corporation)

伊國製鋼強制「トラスト」設立に關する件

在伊國帝國大使館報告

本件に關して本年七月七日附貴信を以て御來示の趣了承右に關する法律は一九三一年十二月三十一日緊急勅令第一六七〇號「組合統制大臣をして鐵工業に關する各企業者間に強制「トラスト」を設立せしむる措置並右「トラスト」定款作成に關する一般規則に關する件」を以て別添甲號(譯文乙號)通り本年一月十八日附官報により公布即日實施せられたり本件強制「トラスト」設立に關し新聞情報その他により本「トラスト」の由來を見るに初め當國に於ては一九二九年八月鐵工業者間に任意「トラスト」成立し一九三一年十二月迄繼續せられたるが、市場の統制生産者間の協調等に關し「トラスト」組合員たらざるもの存在せる爲め充分ならず、一九二九年秋來の世界の不況は右統制を更に不完全ならしめ、鋼鐵の需要は三〇%も減少せるを以て右組合員はその生産額を四〇%迄も縮少せるに「トラスト」に屬せざるものは自然生産を増加し爲めに價格の下落を來し徒らに「トラスト」外生産者を利するに止まれり、殊に一九二九年右「トラスト」設立時に當りては鋼鐵以外の鐵工業者間に於ても「トラスト」設立を豫想せられたるも、右「トラスト」不成立に終りたる爲め更に市場を混亂せしめたり。

一九三一年末となる「トラスト」の期限終了に近くや「トラスト」は解散すべきや、又全工業者を包括する「トラスト」を設立すべきやに議分れたるも、偶々一九三一年十二月三十日佛國に於て鐵工業者に全國的任意「トラスト」成立するに至るや組合統制大臣「ボツタイ」及び鐵工業聯合組合長「ベニ」氏、「カルネーリ」氏等現下の不況を考慮し、不況打開の爲めには斷乎たる國家の干渉により強制的「トラスト」設立により國家の利益と私人企業の利益とを調和し、労働憲章の豫想する「ファシスト」制度の中心たる組合統制を爲す外なしとて、強制「トラスト」設立するに至れるものにして特に伊國の如く大工業家雜然として各自其の利益を追ひ新舊設備の不完全なる鐵工業に對して嚴然たる規律を與ふるの必要に出でたるもの趣なり、殊に強制「トラスト」に不賛成なるものは全工業者の三%に過ぎざる由にして伊國としては鐵工業の材料たる鐵及び石炭は外國より輸入するも國內工業として重要工業なるを以てこの「トラスト」設立により本業に國家的統制を與へ成立の見込なき業者は之を止めしむるも已むを得ずとの態度を示し以て現下の不況に對抗せんとするものなり。

本「トラスト」設立自體は之を強制的とするも設立の規範「トラスト」の職務又「トラスト」員參加の條件等は關係者の總會に委し「ファシスト」制度前に於ける「カララ」大理石、硫黃強制「トラスト」に見るが如く一切を官營的に統制するものに非ず、且又本「トラスト」は世界不況對策の一として設立せられたるものなるを以て本「トラスト」中第一次的製鐵 (Proffati) 製造關係者のものはその期限六ヶ月、第二次的製鐵 (Vergella 及び deviato) の製造關係者のものは期限九ヶ月に限定し、その行績を一應見ることとせり (前掲勅令第一條) (尙右期限は前者は更に六ヶ月延期せられ後者は更に九ヶ月延期せらるゝ豫定の趣なり)。

本「トラスト」の成立に關しては各紙共右「トラスト」は「ファシスタ」組合國家の主義の表現なりとて現時の經濟狀勢に適するものと歓迎し居れり右回答申進す。

一九三一年十二月三十一日勅令第一六七〇號 (一九三一年一月十八日公

布) 組合統制大臣ニ對シ鐵工業關係各企業者間ニ於ケル強制「トラスト」

設立ニ關スル必要ナル措置且右「トラスト」定款制定上ニ於ケル一般規範

ニ關スル件

第一條

一九三二年一月一日ヨリ九月卅日ニ到ル迄效力ヲ有スル省令ヲ以テ組合統制大臣ハ鐵工業者ノ側ニ於ケル鐵工業生産品ノ製作及販賣ノ統制ノ目的ヲ以テ鐵工業ニ屬スル該工業各種職業者間ニ強制的「トラスト」ヲ設立スヘキ權限ヲ與ヘラル

第二條

「トラスト」への加入條件、組合ノ内規及職能ハ伊國産業「ファシスト」總聯合會ニヨリテ招集セラルル右「トラスト」組合員總會ノ定ムルトコロトス

總會ノ有效ナルカ爲メニハ最近三ケ年間ニ於ケル斯業國産額ノ五分ノ四以上ヲ代表スル「トラスト」組合員ノ三分ノ二ノ出席アルカ又ハコレカ正當ナル形式ヲ經タル委任狀提出ニヨリテ代表セシムルコトヲ要ス

決議ハ總會ニ出席又ハ代表セル「トラスト」組合員ノ萬場一致ノ投票ヲ以テ爲サレ之レカ效力ヲ發生スルニハ總會ニ出席セサル「トラスト」組合員ノ承諾ヲ必要トス

投票ノ滿場一致ニ到ラサル場合或ハ決議セラレタル規則カ出席セサリシ「トラスト」組合員ニヨリ承諾セラレサル場合ニハ通知書中ニ定メタル八日ヲ下ラサルヲ要スル期間内ニ公正ナル批判ヲ以テ伊國産業「ファシスト」總聯合會長ハ之レカ決定ヲ下シ之ノ決定ニ對シテハ異議ノ申立ヲ許ササルモノトス

條三條

第一條ニ規定スル「トラスト」ハ罰金トシテ「トラスト」不履行組合員ニ對シ本勅令第二條ニ規定スル規則違反ニヨリテ販賣セラレタリトスル商品價格ノ三分ノ一ニ相當スル額ヲ要求スル權利ヲ有ス

第四條

組合統制大臣ハ省令ヲ以テ前記「トラスト」ノ滿期前解散ヲ爲シ信用アル人物ニコレカ清算ヲ委任スルコトヲ得

第五條

本勅令ハ王國官報ニ發表ノ日ヨリ效力ヲ發シ法律トセンカ爲ニ議會ニ提出サルヘシ
主務大臣ハ關係法令案ノ提出ヲナスヲ得

要旨

伊國製鋼強制「トラスト」ハ一九三一年末の緊急勅令（一九三二年一月十八日實施）を以て設立せられたるものにして右勅令は五條より成り

第一條は組合統制大臣に對し一九三二年初より同年九月末に至る期間有效なる省令を以て、鐵工業生産品の製造販賣統制の目的の下に、鐵工業者間に強制的「トラスト」を設立する權能を賦與し

第二條は右「トラスト」への加入條件、「トラスト」の規約職能を「トラスト」總會に出席したる組合員の全會一致の決議による決定に委ね、唯缺席組合員の承諾を其の有効要件とし、又全會一致の投票無きとき若くは右承諾を得ざるときは右加入條件、規約等は伊國産業「ファシスト」總聯合會長の決定に依

ること、し且右決定に對しては異議の申立を許さざる旨を定め、(上記「トラスト」總會は、最近三ヶ年の國內産額の五分の四以上を代表する「トラスト」組合員の三分の二を其の定足數とす)

第三條は「トラスト」は規約に違反して販賣したる組合員に對し罰金として其の販賣價格の三分の一を請求し得る旨を規定し、第四條は組合統制大臣の「トラスト」解散權、第五條は本勅令の效力發生期其の他を規定せり次に本「トラスト」成立の由來を見るに

伊國に於ては一九二九年鐵工業者間に任意「トラスト」成立し一九三一年末迄存続したるが、「トラスト」外の業者の競争及び世界的經濟不況に由り、成績舉らず加之、當時成立を豫期せられたる鋼鐵以外の鐵工業者の「トラスト」の失敗したるため市場は更に混亂の度を加へたり。

一九三一年末恰も佛國に鐵工業者の全國的「トラスト」成り、伊國は之に刺戟せられ、同國鐵工業の大小新舊雜然たる實狀に一定の規律を興へ現在の不況を打開せんとせば、強制的「トラスト」の設立に依る他なしとの意見、組合統制大臣、鐵工業聯合組合長等により唱へられ遂に右勅令の發布を見るに至りたるものなり、右「トラスト」に反對する業者は全體の三%に過ぎず、當局は伊國重要工業の一たる鐵工業の確立のためには右程度の犠牲は己むを得ずとの態度を持し居れり、尤も右「トラスト」は設立自體は強制的なるも第二條に述べたるが如く加入條件、規約等は組合總會に委ねらる、之嘗て設

立せられた「カララ」大理石、硫黃強制「トラスト」の一切官營によりたると異なる點なり。

又本「トラスト」は不況對策の一として設立せられたるものなるを以て其の存續期間を六ヶ月(製鐵業者のもの)及び九ヶ月(鐵製品工業者のもの)に限定し其の経過を見ることとせり。

一般新聞紙は右「トラスト」設立は現下の經濟界に適切なるものとして歓迎し居れり。

産業合理化

第七輯

〈實費貳拾參錢〉 要送料

昭和八年三月

日本商工會議所

東京市麹町區丸ノ内三ノ一四
電話丸ノ内(23)三三五・三六番
振替口座東京七三七七〇番

終

本パンフレットの寸法は、商工省臨時産業
合理局の決定に係る「紙の仕上寸法規格」
中のA列5番(148mm×210mm)に準據
したるものであり、又用紙は凡て國産品を
使用したものであります。